

武家地に付けられた町名

—城下町金沢、町名再考—

木 越 隆 三

1 武家地にも町名はあった

「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」(「寛文7年図」「延宝2年図」と略称する)という2つの巨大城下町図に記載された文字情報の解読とデータ化に2年以上の歳月を費やし、その成果の一端は本誌8号・9号で紹介することができた⁽¹⁾。その過程で、城下町の武家地に町名が付いていることに気付いた。そもそも城下町の町名というのは、町人地に付けられるもので武家地に町名はない、あるとすれば明治以後に付けられたものだ、私は決めつけていた。その不明を恥じながらも、新鮮な驚きを感じた。江戸時代から「武家地にも町名はあった」とするなら、その町名はいつから使用され、どんな役割を負っていたのか。それは公称だったのか、単なる俗称だったのか。このように確認しておくべき疑問がつぎつぎに湧いてきたので、本論で問題点の整理と確認をしたいと思う。

近世城下町は一般に、武家地・(足輕)組地・町人地・寺社地などの地種に区分され、身分別に土地利用されたと指摘される。町名を持つのは一般的に言えば町人地つまり町奉行支配地であったが、武家地や寺社地でも町名が付くことはあった。町人地は町役の負担の仕方によって、本役町・半役町・職人役町・地子町などに格付けされ、その町の格や来歴に応じて親町・枝町、古町・新町などの序列もあった。近世中・後期ともなれば、当初の身分別居住の原則や格式などが動揺し均質化が進んだとされ、城下町は変質するとともに、城下以外からの住民流入が著しくなり、城下町に隣接した農地は漸次町場化し町奉行支配地に加えられ拡大した⁽²⁾。

また町人地では町人の隣保組織(地縁的職業的共同体)や町人自治が町単位に成立していたという理解が浸透しているように思う。しかし、それらは京都・江戸などの都市史研究の実証に支えられた理解であり、町人自治の根幹をなす町人共同体の実態は、地方城下町においては十分解明されたわけではなく、そう簡単に一般的理解をあてはめるわけにはいかない。少なくとも金沢では、そう理解すべきだと考えている⁽³⁾。

2 初期金沢の19町と十人組の動向

金沢では町人自治の基礎となる隣保組織としての「十人組」が寛永14年の町方法令にみえるが⁽⁴⁾、それ以前の状況は明確ではない。しかし町奉行による町方支配の組織が、慶長期から存在するので「十人組」を介した支配を慶長期にもとめることはできる。つまり、周知のとおり慶長7年に「地子肝煎」が初めて登場するので、「本町肝煎」も当然それまでに存在し、両肝煎は金沢町奉行および町年寄の下で、本町地・地子地を対象にそれぞれの町方支配を遂行したとみて問題ない⁽⁵⁾。さらにいえば、私は慶長2年が「本町肝煎」の初見であるとみており、その設置はさらに古いと推定する。所謂「尾山八町」が城下町の中核的な町人地として存在した天正～文禄期に「本町肝煎」も同時に誕生したとみてよからう。

このような推定を行う根拠として、私が近年注目しているのは慶長2年「真宗門徒誓詞」(龍谷大学図書館蔵)⁽⁶⁾である。この起請文に署名するのは、豊臣秀吉の後押しをうけ本願寺宗主となった准如を認めず、秀吉から斥けられた教如(御裏方)を慕う金沢町人(真宗門徒)100名ほか石川・河北郡門徒(78名)であった。彼らは宗主准如と秀吉・利家から、その行動を叱責され連名で准如への参詣を誓約したのであるが、所属町名ごとに署名し、「肝煎」「きもいり」と肩書が付されたものが15人もいた。また、彼らの所属する町名は表1に掲げた通り19町にのぼり、中にはこれまで「尾山八町」とされてきた町名も含まれるので、慶長2年に「本町肝煎」が存在したことを裏付けてくれる。前田家と本願寺准如に忠誠

を誓約した金沢町人100人のリストは表2に掲げた通りであるが、その町を代表する肝煎や肝煎並みの有力者が教如派門徒であったことは注目される。しかも町ごとに署名した後に「惣中」という文言で締め括るので、城下町金沢に「惣中」と自称し肝煎を擁する町人共同体が少なくとも19以上存在したことがわかる⁽⁷⁾。この「惣中」は「十人組」そのものとはいえないが、十人組を含む住民団体とみてよい。「十人組」に近い共同組織がいくつか寄り合って「惣中」としての「尾張町」「中町」「南町」といった町人共同体が成り立ち、尾張町の肝煎、南町の肝煎のもとに結集していたと想定できる。つまり慶長初期には、城下町金沢に「町名」を名乗る20を超える町人共同体(町惣中)が存在し、本町肝煎によって統括されていたのである。

十人組はその後、寛永末期から寛文期にかけ制度的な整備がすすみ、幕末まで屋敷売買・跡目相続を中心に相互に家の存続を保証しあう機能を持ち、町肝煎と組合頭が行う人別管理・法規遵守・防火などの町方支配の受け皿機関として機能し続けた⁽⁸⁾。十人組1つに本来は1人の組合頭が置かれ、数組の十人組が寄り集まって1つの町ができていた。しかし、町方人口の増大により組合頭の下に数組の十人組ができ、この大規模化した組合頭がそれぞれ本町肝煎、地子町肝煎の裁許をうけた。寛永期以後の本町肝煎や地子町肝煎の数からみて、1つの町名に肝煎1人という体制は動揺しており1人の町肝煎が数町を支配する状態が一般化していた。また1町名に組合頭が3～5人置かれる例も多く町行政は肥大化し複雑化した。周知の文化8年『町絵図 名帳』⁽⁹⁾からわかる町方の支配組織は、このように複雑化し肥大した姿であった。

表1：慶長2年門徒誓詞にみえる19町

	町名	誓詞提出した門徒町人数	惣中 記載	肝煎 記載	町名・門徒名備考	元禄9 年町名
1	中町	石坂屋四郎左衛門尉以下13人、惣中	○	×	「下町」の肩書記載あり	
2	寺町	きもいり次郎左衛門尉以下10人、惣中	○	○	「下町肝煎」の記載あり	×
3	山崎町	きもいり三右衛門尉以下8人、惣中	○	○	石浦七村の山崎村(南禅寺領上田上郷)	×
4	後町	きもいり喜介以下4人、惣中	○	○	後町山崎屋新四郎(永禄10年)	×
5	材木町	きもいり清右衛門尉以下9人、惣中	○	○	当初は紺屋坂下にあるとの伝承。紺屋町との関連は再考すべき	
6	堤町	きもいり丞右衛門尉以下7人、惣中	○	○	尾山八町	
7	西町	きもいり宗右衛門尉以下9人、惣中	○	○	「下町肝煎」の記載あり	×
8	近江町	きもいり清兵衛以下8人、惣中	○	○	尾山八町	
9	尾張町	きもいり助兵衛以下7人、惣中	○	○	尾山八町	
10	南町	立左衛門尉以下3人、惣中	○	×	南町広岡屋与三(永禄10年)	
11	石浦町	きもいり次郎右衛門尉以下2人、惣中	○	○	石浦七村のうち。甘露寺家領大桑庄に所属か	
12	のゝ市町	有江1人。	×	×	守護所野々市からの移住者の集住地か	×
13	博労町	きもいり八右衛門尉以下7人、惣中	○	○	利家による馬喰の招聘によるか。	
14	かちや(鍛冶屋)町	きもいり善介以下4人、惣中	○	○	のちの鍛冶町か。	○
15	森下町	きもいり宗右衛門尉以下4人、惣中	○	○	紺屋2人、鍛冶屋1人。館紺屋見えない	
16	大工町	きもいり新右衛門尉1人、惣中	○	○	天正12年、御大工に屋敷地下付	
17	安江町	きもいり太郎左衛門尉1人、惣中	○	○	近衛家領安江保の一部が町場化	
18	木新保町	孫左衛門尉1人、惣中	○	×	石浦七村の木新保村は慶長11年まで存続	
19	おか(大鋸)町	きもいり与介1人、惣中	○	○	天正12年、大鋸・木挽に40歩宛屋敷地下付。橋場町付近に大鋸屋町あり	○

(注) 元禄9年町名の欄は、「元禄九年町肝煎附」(加賀藩御定書)に該当町名があれば 印、類似町名であれば○印を付した。

表2 慶長2年門徒誓詞記載の金沢町人一覧(岡田長右衛門宛誓詞)

所属町	門徒名	肩書に関するコメント	花押等	所属町	門徒名	肩書に関するコメント	花押等
1 中町	石坂屋四郎左衛門尉	石坂村(石川郡)	花押	51 堤町	与次		×
2 中町	同下町安左衛門尉	中町は上・下に分かれる	花押	52 西町	きもいり宗右衛門尉	西町の肝煎	花押
3 中町	くしや清左衛門尉	櫛屋か、公事屋か。	×合点	53 西町	下町きもいり勘解由	下西町の肝煎	花押
4 中町	さい田屋新右衛門尉	才田村(河北郡)	×合点	54 西町	あさのや二郎兵衛	家柄町人浅野屋次郎兵衛(袋町)	花押
5 中町	金や六郎右衛門尉	金屋は職名	×合点	55 西町	金や宗右衛門尉	金屋	×
6 中町	たか屋八右衛門尉	多賀屋か	花押	56 西町	あめや与三右衛門尉	飴屋	略押
7 中町	こんたらしや五右衛門尉		略押	57 西町	長はまや孫三	長浜町(近江出身か)	花押

8	中町	目くすりや喜兵衛	香林坊家は「目薬屋」	花押
9	中町	地清		略押
10	中町	しんぼや理慶	新保村出身か	略押
11	中町	糸や次郎右衛門尉	糸屋	花押
12	中町	いせや弥介	伊勢屋	花押
13	中町	あめや与兵衛	飴屋	花押
14	寺町	きもいり次郎左衛門尉	肝煎	花押
15	寺町	下町きもいり作右衛門尉	肝煎	花押
16	寺町	らうそくや道入新介	蠟燭屋	花押
17	寺町	きりこきや源兵衛		× 合点
18	寺町	ミのや正善	美濃屋、簀屋か	花押
19	寺町	あふらかミや彦兵衛	油紙屋	略押
20	寺町	大橋		略押
21	寺町	あふらや孫左衛門尉	油屋	略押
22	寺町	たかミや加右衛門尉	田上村	略押
23	寺町	ふるや何右衛門尉	風呂屋	略押
24	山崎町	きもいり三右衛門尉	肝煎	花押
25	山崎町	なお江や吉右衛門尉	直江村(石川郡)	花押
26	山崎町	のとや弥右衛門尉	能登	略押
27	山崎町	金や用介	金屋	花押
28	山崎町	とよたや藤右衛門尉	戸板屋	略押
29	山崎町	あふミや孫左衛門尉	鍛屋	略押
30	山崎町	七右衛門尉		略押
31	山崎町	戸水や吉右衛門尉	戸水村(石川郡)	花押
32	後町	きもいり喜介	肝煎	花押
33	後町	北村や彦次右衛門尉	北村	花押
34	後町	うをや与三左衛門尉	魚屋	略押
35	後町	石坂屋藤兵衛	石坂村	略押
36	材木町	きもいり清右衛門尉	肝煎	略押
37	材木町	たいや七郎右衛門尉	田井村	略押
38	材木町	うたすや喜右衛門尉	卯辰村	略押
39	材木町	たかミや次右衛門尉	田上村	略押
40	材木町	こんや弥右衛門尉	紺屋(染色業)	略押
41	材木町	あたかや五郎左衛門尉	安宅湊	略押
42	材木町	うたすや与左衛門尉	卯辰村	略押
43	材木町	金うらや五右衛門尉	金浦郷	× 合点
44	材木町	ふきや源左衛門尉	吹屋(製鉄)	略押
45	堤町	きもいり丞右衛門尉	肝煎	花押
46	堤町	らうそく屋三郎右衛門尉	慶長12年死去の金屋彦四郎祖先か	略押
47	堤町	武蔵	武蔵屋庄兵衛か	花押
48	堤町	かさや宗清	笠屋	略押
49	堤町	藤右衛門尉		略押
50	堤町	くつわや七郎右衛門尉	嚮屋	略押

58	西町	ふしや新兵衛		略押
59	西町	長沢		花押
60	西町	松村屋	松村(石川郡)	略押
61	近江町	きもいり清兵衛	肝煎	花押
62	近江町	こう□□や宗心		花押
63	近江町	油かミや源左衛門尉	油紙屋	略押
64	近江町	田中そんかい		略押
65	近江町	作右衛門尉		花押
66	近江町	はりや新左衛門尉	針屋	花押
67	近江町	二郎右衛門尉		花押
68	近江町	こふく所藤左衛門尉	呉服商売	花押
69	尾張町	きもいり助兵衛	肝煎	花押
70	尾張町	こくたい次郎兵衛		花押
71	尾張町	二日市屋弥介	二日市村(河北郡)	花押
72	尾張町	よこ江や与介	横江村(石川郡)	×
73	尾張町	うたつや五郎右衛門尉	卯辰村(河北郡)	花押
74	尾張町	と水や吉右衛門尉	戸水村(石川郡)	×
75	尾張町	大坪屋左兵衛	大坪村(河北郡)	花押
76	南町	立左衛門尉		花押
77	南町	かミや清右衛門尉	紙屋	印
78	南町	宮長や与右衛門尉	宮永村(石川郡)	略押
79	のゝ市町	有江		花押
80	石浦町	きもいり次郎右衛門尉	肝煎	略押
81	石浦町	くかや		略押
82	はくらう町	きもいり八右衛門尉	肝煎	花押
83	はくらう町	いちや八郎左衛門尉		略押
84	はくらう町	遠藤		略押
85	はくらう町	知明		略押
86	はくらう町	七右衛門尉		略押
87	はくらう町	今つや弥介		略押
88	はくらう町	藤兵衛		略押
89	かちや町	きもいり善介	肝煎	花押
90	かちや町	平右衛門尉		略押
91	かちや町	三郎左衛門尉		略押
92	かちや町	藤介		略押
93	森下町	きもいり宗右衛門尉	肝煎	略押
94	森下町	こんや八郎左衛門尉	紺屋(染色業)	花押
95	森下町	山こんや新右衛門尉	紺屋(染色業)	花押
96	森下町	小かちや宗八郎	小鍛冶屋	略押
97	安江町	きもいり太郎左衛門尉	肝煎	花押
98	木新保町	孫左衛門尉		×
99	大工町	きもいり新右衛門尉	肝煎	花押
100	おか町	きもいり与介	肝煎	略押

(注) 石川郡門徒37名、河北郡門徒41名も連署するがここでは略した。合点のある5人は再度の誓詞提出を要求された者。

3 町名を負う町人共同体の行方

城下町金沢での町人地は町役の負担の仕方によって、本町(本役負担)・七カ所(半役負担)・地子町(無役・地子負担地)という区分がなされ、本町には本町肝煎、七カ所と地子町には地子町肝煎が置かれ、彼らが支配の末端として活躍したが、実務はその下に置かれた組合頭が担った。組合頭のなかには3～5の十人組を管轄するものもあり、組合頭の役割は町人自治の面でもより重要になった。

ここで問題にしたいのは、初期には確実に存在した町名を単位とする町人共同体の行方である。つまり町名を単位とする隣保組織や地縁の職業的共同体が寛文期以後も存在したかどうかである。たとえば、文化8年の『町絵図 名帳』は町肝煎ごと40冊に分かれ、259組の組合頭単位に町人名が列記され178の町名が付随するが、町名ごとに支配組織が編成されていたわけではない。ここから39人の町肝煎(本町肝煎20、地子町肝煎19)の下にある178の町に住む1万3489軒の町人地居民(町奉行支配)は、259に編成された町人組合と組合頭によって支配されたといえるが、町名単位の町人共同体の存在については不明確なのが現

状である。

さらに十人組について197軒の住民を擁する下材木町を例にとってみると、本町肝煎理平次の下に3組合(組合頭3人)が編成され、それぞれ61~70軒ほどの組合を管轄したが、1つの組合はたとえば<23軒><15軒><11軒><12軒><9軒>から成る住民グループに分かれていた。この住民グループが文化8年段階の「十人組」であった。このような十人組が1組合ごと5組、7組、5組と編成されていた⁽¹⁰⁾。すなわち下材木町では、本町肝煎1人(理平次)―3つの組合(組合頭)―17の「十人組」という系列で町方支配がなされており、ここから金沢町全体の「十人組」の数は約1000と見込める。

上記のような住民団体の規模から考えると、20軒~80軒規模で編成される組合頭が、十人組の動向を確実に把握できる存在であり町人自治の基幹として重要な役割を果たした。259の組合頭に179町名が対応するが、1町名当たりの組合頭数は1.4である。1つの町名は1~3の組合頭の支配下にある事例が圧倒的に多い。1町に1組合頭という例もかなりあるが、組合(組合頭)が5つという巨大な町(石坂町・川上新町)もあった。また、いくつかの町名を負った住民を合わせてようやく1つの組合頭支配が構成されるケースもあった。町名の中には、単なる地名表示だけで自治機能をもつのかどうか危ういものも散見されるが、『町絵図 名帳』に掲載された178町の大半は、延宝~元禄期以来の地子町、寛永以来の本町であった。したがって、町名単位の町共同体が存在したともいえるが、元禄期以後、町名単位での共同組織がどの程度維持されていたのか明確ではない。であるなら町人地の町名も武家地の町名と同じで、ただの住居表示の符牒だったのだろうか。しかし、そう断言するのも躊躇される。盆正月祭りやコレラ退治の祭りには町名単位の出し物が城下町に繰り出ており、町名は所属町人の結集軸になっていた⁽¹¹⁾。また十人組が1つしかない町では町名イコール自治組織といえるし、多くの本町は2~3個の組合からなり十分自治組織として結束しうる可能性を内在させてもいる。こうした疑問に応えるのは今後の課題であるが、これまで本格的に分析されてこなかったのである。

武家地に付けられた町名をもって、そこに何らかの自治組織を想定することは、むろん無理である。しかし武家地であろうと近世中・後期ともなれば、実態として町人居住が展開し、そのことが町名付与のきっかけになったことも想定できるので、武家地に町名が付き始めた時期を特定することは都市史にとって重要な課題である。しかし町人居住の可能性が全くない武家地にも町名が付与されたとするなら、その町名付与にどういう意義を認めたらよいのか。住居表示のための符牒とはいえ、固有名詞としての成立時期さえ明らかにできれば、武家地町名も近世城下町の空間構造を読み解く史料の一つとなるにちがいない。武家地町名に内在する史料価値をいかに引き出すか、いくつかの試みをしたい。

4 「延宝五年侍帳」の住居表示―武家地町名の初見―

金沢では文化8年『町絵図 名帳』の178町が、文政4年の町地編入と同6年の町名改定により244町に増え、明治2年の「金沢町役人帳」では457町へと町人地の町名は急増したが、他方で本多町など60以上の家中町(武家地)町名が生まれるなどの変動もあった。しかし、明治5年の町名改定で約100町が廃町または統合によって消え、小さな町名・地名(小名)の多くが失われた⁽¹²⁾。明治5年以後も町名再編がしばしば行われ、近世に起源をもつ町名を復元するのは次第に難しくなった。しかし、明治24年~35年に編纂された森田平次著『金沢古蹟志』は明治初年に消滅した町名・小名を中心に、じつに細かく藩政期金沢の地名・旧蹟を拾い上げ、その変遷や来歴・故実をよく考証する。さらに武家地町名(侍町)の初見例として、しばしば「元禄六年土帳」を典拠として活用した。

しかし、あらためて森田文庫蔵の「元禄六年土帳」を検証してみると、掲載された1571名の藩士のうち1446人に、後述のとおり極めて多彩な住居表示がなされていた。城下町のランドマークとなるような目印を基準に住所を記すのが原則であったが、そのランドマークに町人地の町名が使われるだけでなく、どう考えても町人地とは考えられない「西町」「味噌蔵町」「小姓町」「千石町」「彦三ー~五番丁」という町名による住居表示もあった。これまで解析してきた寛文7年図、延宝2年図をみた限り該当箇所に町人居住の可能性は極めて小さいから、これらは武家地専用町名と判断されるが、こうした武家地に付された

町名を、森田は随意に『金沢古蹟志』において利用した。しかし、その中には俗称・私称とすべきマイナーな地名も多く含まれていたが、地名としての安定性や、そのような町名・地名が侍帳に記載された理由や背景に顧慮することなく利用された感がつよい。森田が利用した「元禄六年士帳」の町名表記については、いちど再検討する必要がある。この点は次節で詳しく触れたい。

そこで注目したいのは寛文期の城下町図の調査を進める中で確認した「延宝五年侍帳」(石川県立歴史博物館蔵)である。この侍帳も「元禄六年士帳」に劣らずじつに多くの武家地町名を掲げているが、森田はこの侍帳の存在に気付いていなかった。元禄6年からわずか16年前とはいえ、元禄6年より先に作られた侍帳であることが重要である。武家地町名の初見を主張するなら、この侍帳のほうが適切であろう。「延宝五年侍帳」は、寛文7年図・延宝2年図の作成時期に近く、絵図に記載された藩士との比定がしやすく武家地町名を使う藩士の住所を絵図上で確認できるから、武家地町名のもつ役割を考えるうえで好都合である。また後掲表3・表5に示したとおり「延宝五年侍帳」の武家地町名の多くが「元禄六年士帳」に引き継がれたこともわかり、武家地町名は一過性のものでなく安定したものであったと理解できた。加賀藩の武家社会では一定の広がりのある武家地に町名を与え、武家屋敷の符牒や住居表示に利用したことは間違いなさそうである。

「延宝五年侍帳」には、約1800人の藩士名(歩組のほか一部の足軽まで載せる)が登載されるが、そのうち99人については、表3に掲げた通り、次の4種類の方法で住居表示していた。なお上士(人持組士以上)の住所表記はほぼ全員にみられ、平士以上では80%以上が住所を記し、御歩組士になると30%程度に激減する。身分の高い者ほど住所の記載率は高かった。したがって999人の大半は平士以上であった。999人の住居表示の仕方は表3(・・・)に集計したが、大きく次の4通りでなされていた。

：町名によって住居表示(488人)

：町名をランドマークとし、その近隣に居住することを示す(123人)

：周知の武家屋敷や近隣の藩士をランドマークとし住居表示(131人)

：町名・武家屋敷以外の橋・坂・寺院・藩施設などをランドマークとして表記するもの、また「小立野」「三社」など広域地名で大づかみに住居表示するもの(257人)

このうちでは織田小八郎の武家屋敷がランドマークとなり、「織田小八郎近所」などと住居表示された藩士が13人と最多を占めた。次いで加賀八家の重臣「長九郎左衛門」屋敷を基準に「同近所」「同後」「同向」などと表記された藩士が12人いた(表3-)。長氏のような重臣(藩年寄)の屋敷であれば、大きな屋敷地を構え城下では著名な人物でもあり目印にしやすい。しかし織田小八郎の場合、犀川下流の大豆田町という縁辺部に居住し屋敷の規模もさほど大きくないのに、なぜこれほど著名なランドマークになったのだろうか。織田小八郎は人持組に属する2500石取りの上士であり、寛文7年図には織田織部、延宝2年図には代替わりし織田小八郎の名を載せる。小八郎とその義父織部(実は兄)は織田有楽の二男長孝(河内守)の孫にあたり、この二人の父である先代織部は長孝の三男で、前田利常に招かれ3000石で仕えたが、織部・小八郎兄弟は綱紀に仕えた⁽¹³⁾。その系譜からみて茶道など何かの技芸で知られた人物であり、藩士の間では彼の屋敷位置は周知されていたのであろう。城下縁辺部ながら、その名を知られる人物であったがゆえ、付近に住む藩士たちは「織田小八郎町」(元禄六年士帳)や「同近所」と住居表示したのである。

では石川門・尾坂門(御坂)、普請会所、堂形など金沢城関係の施設がランドマークとされたが、城周辺に大きな屋敷をもつ上士(年寄衆・人持組士)も利用された。ほかに「宮腰口」「田井口」などの広域地名や「石坂」「三社」「大衆免」「堀川」など地子町町名を数個含むような広域名称もあった。しかし・ではなく・のように「町名」を利用して住居表示を行う藩士の数が611人と多数を占め、中でも町名だけで単純に住所を示す藩士が半数(488人)にのぼるというのは意外であった。

町名を利用した武家地の住居表示方法についてはとに区別した。は町名のみでの単独表示で488人が該当し、は「・・町近所」「・・町後」「・・町角」「・・町向」と町名をランドマーク風に使うのと区別したが123人が使っていた。の表示方法の町名は50にのぼるが、このうち27は文化8年『町絵図

表 3-Ⅰ 「延宝五年侍帳」藩士住所にみる町名一覧

I 町名のみでの住居表示	人数	備考	武家地町名
1 (閑助)馬場 1 番町 ~ 6 番町	86		
2 彦三 1 番町 ~ 6 番町	74	地子町 *	
3 長町	60		
4 味噌蔵町	51		
5 小性町	21		
6 鷹師町	21		
7 仙石町	17		
8 高岡町	17	地子町 *	
9 出羽殿町	15		
10 古寺町	13		
11 五十人町	6		
12 弓之町	6		
13 母衣町	5	地子町	
14 長門町	5	地子町 *	
15 御小人町	2	地子町 *	
16 里見七左衛門町	2		
17 備中町	2	地子町	
18 岡嶋伝蔵町	1		
19 志摩殿町	1		
20 修理谷ノ上千石町	1		
21 津田源右衛門町	1		町人地町名
22 土方(堂形)町	1		
23 丹羽織部町	1		
24 八坂町	1		
25 百人町	1		
26 水たまり(町)	1		
27 本与力町	1		
(小計)	413人		
1 御坊町	8	本町	
2 塩屋町	6	本町	
3 西町	6	初期の本町	
4 百性町	6	地子町	
5 浅野町	5	地子町	
6 新竪町	5	地子町	
7 河原町	4	本町	
8 竪町	4	本町	
9 袋町	4	本町	
10 光岸寺町	3	地子町	
11 田町	3	地子町	
12 出大工町	3	地子町	
13 東末寺町(浦末寺前町)	3	地子町	
14 木蔵町	2	本町	
15 公儀町	2	地子町	
16 鬼川伝馬町	2	地子町	
17 法舟寺町	2	地子町	
18 安江木町	2	地子町	
19 石浦町	1	本町	
20 石引町	1	地子町	
21 桶屋町	1	本町	
22 大豆田町	1	地子町	
23 安江町	1	本町	
(小計)	75人	合計488人	

名帳』や「元禄 9 年町肝煎附」⁽¹⁴⁾に掲載される本町・地子町であった。このうち彦三町・高岡町・御小人町・長門町・母衣町・備中町の 6 町は、その来歴からみると武家地町名とみることができるので、表 3 では武家地町名に仮に分類した。この 6 町のうち彦三町・高岡町は文化 8 年『町絵図名帳』に載るが、彦三町には 3 人(与力 2、町下代

表 3-Ⅲ

Ⅲ ランドマークとなった武家屋敷	延宝人数
織田小八郎近所	13
長九郎左衛門近所	12
小幡右京近所	9
小塚八左衛門近所	7
前田三左衛門殿本下屋敷	7
小幡宮内小路之内	6
奥村因幡後	5
中川八郎右衛門下屋敷近所	5
前田備後下屋敷ノ近	5
奥村伊予殿後	4
横山外記脇	4
今枝内記隣	3
菊地十六郎向	3
村井藤十郎近所	3
青木新兵衛後	2
青山将監後隣	2
赤尾主殿近所	2
阿部甚右衛門近所	2
岡田十右衛門近所	2
坂井与三右衛門近所	2
玉井勘解由近所	2
津田源右衛門向	2
別所三平近所	2

合計131人のうち 1 人の住居表示は略した。

表 3-Ⅱ

Ⅱ 武家地町名を利用した表示	人数	備考	武家地町名
1 「長町辺」など	14		
2 「閑助馬場頭」など	4		
3 彦三四番町横町など	3		
4 小立野鷹師町頭など	2	鷹師町入口	
5 高岡町近所など	2	高岡町之後町	
6 味噌蔵町近所	1		
7 備中町岡嶋五兵衛近所	1		
8 長門町末	1		
9 五十人町近所	1		
(小計)	29人		町人地町名
Ⅱ 町人地町名を利用した表示			
1 立町北ノ方、同後、同近所など	19	竪町(23)	
2 百姓町近所など	11	百姓町(17)	
3 出大工町近所	9	出大工町(12)	
4 堤町西川後	9	堤町(9)	
5 安江木町近所	9	安江木町(11)	
6 安江町近所	5	安江町(6)	
7 伝馬町後	5	伝馬町(7)	
8 石浦町西かわ後	4	石浦町(5)	
9 今町ノ横町	3	今町(3)	
10 新立町後	2	新竪町(7)	
11 御坊町近所・末	2	御坊町(10)	
12 石引町角	2	石引町(3)	
13 桶屋町辺・近所	2	桶屋町(3)	
14 馬苦労町角	1	博勞町(1)	
15 法舟寺町近所	1	法船寺町(3)	
16 野町後	1	野町(1)	
17 中町近所	1	中町(1)	
18 田町辺	1	田町(4)	
19 大工町後	1	大工町(1)	
20 塩屋町辺	1	塩屋町(7)	
21 境(堤)町西町後	1	西町(7)	
22 材木町近所	1	材木町(1)	
23 光岸寺前町	1	高岸町(4)	
24 木蔵町近所	1	木倉町(3)	
25 浦(裏)末寺前町寄	1	東末寺町(4)	
(小計)	94人	合計123人	

表 3-Ⅳ

Ⅳ 主なランドマーク記載	延宝人数	備考	元禄 6 年人数
光岸寺前・後・近所・隣	18	高岸寺	10
馬坂之下	15	馬坂	13
三社、同近所、三社宮ノ前	14	三社	34
東末寺前、同後	14	東末寺	20
牛右衛門橋近所	11	牛右衛門橋	10
九人橋近所、詰、近所	11	九人橋	1
小立野	10	小立野	6
左近橋近く	10	左近橋	5
専光寺下、後、近所	10	専光寺	9
観音ノ下	9	観音院	5
浅野川端少シ下	11	浅野川	26
浦末寺前	7	裏末寺	0
堀川の上、近所	7	堀川	1
安房殿坂下	6	本多安房殿坂	7
右衛門橋ノ近所	6	右衛門橋	15
御坂	6	尾坂	2
鬼川近所	6	鬼(御荷)川	
大衆免	6	大衆免	
田井口	5	田井口	
堂形近所、同前	7	堂形前	
八坂	5	八坂	
御普請会所近所、向	5	普請会所	
升形近所	5	安江枳形	
末寺前、近所	5	末寺前	
的場向、近所	5	的場	
宮腰口	5	宮腰口	
柿木畠	4	柿木畠	
折違橋近所	4	折違橋	
浅野水車	3	浅野水車	
石川御門近所	3	石川門	
御国堂、同後	3	御国堂	
大修理谷下、修理谷坂下	3	小尻谷(修理谷)・小尻谷坂	
石坂	2	石坂	
鉦崎辻近所	2	鉦先辻	
香林坊橋ノ下	2	香林坊橋	
御算用場近所、向	2	御算用場	
図書橋	0	図書橋	
波着寺	0	波着寺	
公事場	1	公事場	
光専寺	1	光専寺	
宝円寺	1	宝円寺	
(合計)257人		これ以外の 1 人だけの住居表示省略	

1)、高岡町では8人(御医師1、割場附足輕1、御用職人2、商工民4)の町奉行支配住民が登録される。しかし、その町人居住範囲は狭く寛文7年図・延宝2年図を見れば、周辺は武家地ばかりで町人地が展開する余地はない。「延宝五年侍帳」で武家地町名として利用する藩士が彦三町で74人、高岡町で17人もいたから、この両町はそもそも武家地として設定された拝領地空間であり、その一部に町奉行支配の者がたまたま紛れ込んだにすぎない。元禄9年にみえる地子町としての高岡町はそのような特殊な町人地であり、武家地としての高岡町があくまでも中心であり本来のあり方といえよう。

また御小人町・長門町・母衣町・備中町の4町についても、高岡町と似た事情を想定でき、その来歴も考え武家地町名と分類した⁽¹⁵⁾。なお文化8年の町人数は御小人町で58人、長門町36であり(母衣町・備中町の記載なし)。「元禄9年町肝煎附」は御小人町・長門町・母衣町の3町のほか備中町を「備中上げ地町」という表示で地子町として掲載する。これら4町では町人在住の比率が18世紀以後高まったといえるが、元禄年間以前についていえば武家地としての本来の姿が維持されていたと推定した。御小人町については次節で詳述する。このような理由で表3- では、仮に27町名を武家地町名とし、町人地町名を23とした。

この34町名についても同じ方法で分類すると、9町名は表3- に掲げた27の武家地町名に重なるので、これ以外の25町を町人地町名、9町名は武家地町名とした。いずれも「近所」「頭」「横丁」という表現で、その町名の近隣にあることを表示するが、武家地町名自体が範囲を特定し政策的に設定されたものでなく、後述のとおり藩士たちの自称に任されたものなので、武家地町名の境界そのものが曖昧であった。町名を使用する人々の町名認識は恣意的であり、町名として表示する場合もあれば、その近隣に住むと曖昧に表示する場合もあってはばらばらであった。したがって武家地町名においては、・とも同じ扱いをしてよいと判断し、表5では両者合わせて集計することとした(表5-)。

これにたいし表3- の23の町人地町名(使用した藩士は75人)は、どう理解すればよいのか。御坊町・塩屋町などの町人町に藩士が居住していたと理解するなら、身分別居住がすでに延宝期に緩んでいた徴証となる。しかし、の住居表示方法つまりランドマークの一つとして町人地町名を利用したとみなすこともできる。つまり、本来なら「御坊町近所」「塩屋町裏手」と記載すべきところ「近所」「後」「末」といった言葉を略しただけと解することもできるのである。全体的な記述のトーンや「延宝五年侍帳」の性格から考えると、後者の理解が妥当であろう。そこで表3- の備考ではの町名表記を使った藩士数も加えた合計人数を注記した。表3- の25町とだけの5町(印)を合わせた30町名が、武家住所に利用された町人地町名であった。

この30町名のなかには、西町・石浦町・安江町など慶長2年から存在する初期町名(表1参照)のほか塩屋町・河原町・桶屋町など寛永期までに本町と格付けされた町が10以上あったが、利用人数の多いのは豎町・百姓町・出大工町・安江木町など武家地に接した地子町が目立った。武家地と本町地との棲み分けが整然となされた惣構内部にある本町にあっては、町人の町名は武家地の住所表示に使いにくかったと想定される。しかし、塩屋町・西御坊町付近の本町は武家地との錯綜が著しかったためか利用頻度が高かった。「文化8年町絵図」で上記町名付近をみれば、武家拝領地・組地と町人地の混在ぶりがよくわかる。田中喜男は十人組の一員とされた足輕・小者・中間・陪臣・武家奉公人を、町人地における武士的要素の混在とみて考察したが、いずれも町奉行支配の住民と認定された人々であった⁽¹⁶⁾。「拝領地」を下付された士分や組地在住藩士については、田中の考察対象から除外されたが、御歩以上の藩士屋敷や組地が町地とどれほど入り組んでいたかも検証すべき課題であろう。

5 西町と御小人町

表3の町名のうち西町と御小人町について、一方は町人地町名、他方は武家地町名と分けたが、それは便宜的なもので西町は尾山八町の一つとされる初期の本町であるから町人地町名とし、御小人町は本来、藩主の側近くで奉仕する直属武家奉公人⁽¹⁷⁾を集住させた組地に由来する町名なので武家地町名と分類したにすぎない。しかし寛文～延宝期の居住実態をみてゆけば、西町には町人居住の事実がなく、御

小人町には町人が混住しており武家奉公人組地としての実質が薄れていた。つまり、本来町人地であった西町は武家地となり、本来武家地であった御小人町は町人地的様相を濃くし、やがて地子町として公認されるに至る。城下町の変容のなかで、町名から連想される町の性格が、正反対のものに変質することもあることを、この二つの町名は象徴的に示しているのです、ここでその詳しい事情を紹介したいと思う。

まず西町から検討するが、西町は金沢城北西側に位置する古い町名で、佐久間盛政時代に遡る「尾山八町」の一つに数えられる著名な町名である。表1の慶長2年の19町の1つであり、肝煎宗右衛門はじめ9人の有力町人は教如に参詣する真宗門徒であり、下西町と上西町に分かれるほどの規模があった。西町「惣中」は、南町「惣中」、安江町「惣中」などとともに、寺内町時代の金沢の中核的な町とみてよからう。しかし、文化8年「町絵図 名帳」にも元禄9年「金沢町肝煎付覚」にも西町の名は見えない。位置は内惣構と北の丸の間にあり、寛文7年図・延宝2図を見ると、付近は金沢東照宮の別当寺(神護寺)や女中部屋も置かれ町地が展開する余地はない。小姓組土・御医師など城内勤務が頻繁にある藩士の住む内惣構内の重要な武家屋敷地であり、とても町人が住める環境になかった⁽¹⁸⁾。寛永8年および12年火災などを契機に初期の在住町人は移転してしまったが、町名は住民とともに移動せず、その地に残った。したがって寛文期までに町人地としての西町は一旦消えたと理解すべきであろう。しかし「延宝五年侍帳」「元禄六年土帳」では、西町付近に居住する藩士たちは、「西町」を住居表示に利用した。そののちこの界限に、いつから町人居住が始まったか明確ではないが、文政6年に従来の御門前町(寛文7年図・延宝2年図では「権現堂御門前」とされる寺社門前地)という本町格の町地の北側半分(不明門橋から十間町橋までの内惣構沿いの街区)が「西町」と改名したから、これが町人地としての西町の復活であった⁽¹⁹⁾。明治2年の町役人帳には「御門前西町」の名前が「御門前松原町」とともに見える。しかし、その町域は寛永以前とは異なり、寛永以前の西町の範囲は相変わらず武家地であった。明治4年に西町1～4番丁という近代地名が成立するが、このとき初めて寛永以前の場所で西町という町名が復活する⁽²⁰⁾。このようにもとは町人地の町名であったものが、17世紀初頭の城下町再編を契機に町地としての性格を失ったにもかかわらず、武家地町名として利用され続け、文政年間に町人地町名として別地点で復活し、明治4年には元の場所で西町が名実ともに復活したことは注目すべきで、町名のもつ生命力をそこに感ずる。

西町の場合、在住町人の引越とともに町名移動はなかったが、木の新保町や南町については町人の移動とともに町名も移動した⁽²¹⁾。このように寛永8～12年の町人地再編にあたり、町名も一緒に移動した場合もあったが町名移動がない西町のようなケースもあった。

もう一つの御小人町であるが、こちらは藩主直属の武家奉公人である御小人の組地として、もともと設置されたが、文化8年『町絵図 名帳』をみると58軒の町人の住む地子町に変化しており、1人の組合頭が管轄する町奉行支配地に変容してしまった。その変容過程を追ってみたい。

『金沢古蹟志』は、御小人町について「元禄六年土帳」に初めて見える町名であるとし、元は藩所属の御小人の組地であったが、一代抱の御小人の組地の一部は次第に町人と入れ替わり、延宝2年図では「地子地」が入り混じる状態となり地子地に商人が入り込んでいたと指摘する。そこで寛文7年図・延宝2年図および「文化8年町絵図」の御小人町の市街図を突き合わせ、その変遷をおって見た(図2)。寛文7年図・延宝2年図で御小人が集中して記載される3つの街区(P11～13区)の125の地番で構成された範囲を仮に当初の御小人組地と考え⁽²²⁾、図1ではその位置を125の連番をもって示した。この125の地番に書かれた住民情報は表4に掲載したとおりである。寛文7年図を基準にすると、57地番に78名の御小人名が記され(1地番に4～5名の御小人名を記す箇所があるため)、その隣に規則的に「地子地」が挟まれていた。寛文図の地子地は48地番にのぼったが、延宝2年図では41地番に減少する。この7年間の変化として注目されるのは地子地が8カ所も減り、「無記地」が2カ所からゼロになったことである。「無記地」の1カ所は地子地、もう1カ所の「無記地」は御小人屋敷(図1の1番)に変化し、地子地8カ所のうち2カ所は武家地に、1カ所が御小人屋敷、5カ所は地子町に変化した。

このように地子地・「無記地」の減少と武家地・御小人屋敷の微増が延宝期に向かった変化であった

が、5つの地番が地子町に変化したことはとくに注目される。そこで、図2は寛文7年図をもとにした御小人町付近の模写図(図1)に加工を加えたものであるが、延宝2年図で地子町に変化した地子地5地番(29・61・65・70・75番)に■を入れるなど変化の動向も示した。また寛文7年図の記載情報をもとに御小人屋敷は●印、地子地は□印、土分屋敷は⦿印、御小人頭等は■印でその位置と人数を示した。図2をみるとP11区とP12区の境界線を通る街路に沿った区域に地子地から地子町に変化した5つの地番が集中して並んでおり、寛文7年10月から延宝2年5月までの間に、この5つの地番が町奉行支配地(地子肝煎支配)として公認されたことがわかる。この区域に地子町としての御小人町であり、延宝2年までに認定されたと解される。

この地子町の町並みが街路にそって32・33・36・37・40地番、50・55・57地番、59・60・64・72地番などへ拡張すると、「文化8年町絵図」の御小人町の景観となる。したがって文化年間の御小人町の町並みのうち半分ほどが延宝2年図の段階までに成立したとわかる。つまり元禄9年を待たずに延宝2年までに地子町としての御小人町が成立していたとみられる。

図2に示したごとく御小人屋敷と地子地が交互に並び町並みが御小人町の背後に展開するが、41～54番の街区は土分屋敷が並び御小人組地と異なる景観をつくっていた。延宝図では3つの地番で土分屋敷が増え、御小人屋敷も1ヵ所増えたように、図1に掲げたP11～13区の町並みは、下土屋敷・御小人の集住地という性格を延宝期に至るも保持していた。御小人屋敷の間に挟まる地子地の住民が町人に変化している可能性はあるが、地子地から御小人屋敷に変化する地番があったように、地子町化する変化だけが起きていたのではない。地子町化する変化はP11区と12区の境界街路に沿った地域に限定され、その背後に展開する地子地や御小人屋敷地は、従来どおり御小人など藩直属の武家奉公人の居住区であり続けたことにも注意すべきである。したがって御小人屋敷の間に挟まれた地子地についても、御小人の家での代替わりが契機となり一時的に町人もしくは他の武家奉公を稼業とした者に代わったことを示すものと解すればどうか⁽²³⁾。つまり藩直属奉公人を退職すれば屋敷地は藩に明け渡さねばならないが、地子を藩に納付することを条件に居住を許され得ること、事情如何によっては再び御小人に復帰する可能性をもっていたこと等を前提に、こうした地子地を理解したらどうか。換言すれば、こうした地子地は御小人浪人の屋敷地であり、御小人に復帰するまでの間、他の稼業に従事しながら地子負担を行う人々の居住地と推定しておきたい。

図1に示した御小人町界限125の地番のうち5地番が地子町となり、延宝2年までに地子町としての御小人町が成立したと指摘したが、この界限に下土屋敷が13地番(延宝図で16地番)あり、御小人など藩直属の武家奉公人たちも住み続けた。このような下級藩士・輕輩(御小人・中間・小者)たちが、御小人町を住居表示に使うことは当然あり得ることである。寛文7年図掲載の御小人・馬取等の総数は78名にのぼったが、彼らを収容する組地としてP11～P13区の125地番の多くが供用された。図2の●印・□印の分布範囲から、この点是一目瞭然であろう。下土屋敷が配置された一角(41～54番)は御小人組地より早く設置されたのか遅いのか手がかりはないが、寛文以前のある時期から下土屋敷(表5- の38「御小人町後御徒町」が、該当すると推定される)も併存するようになったとみられる。

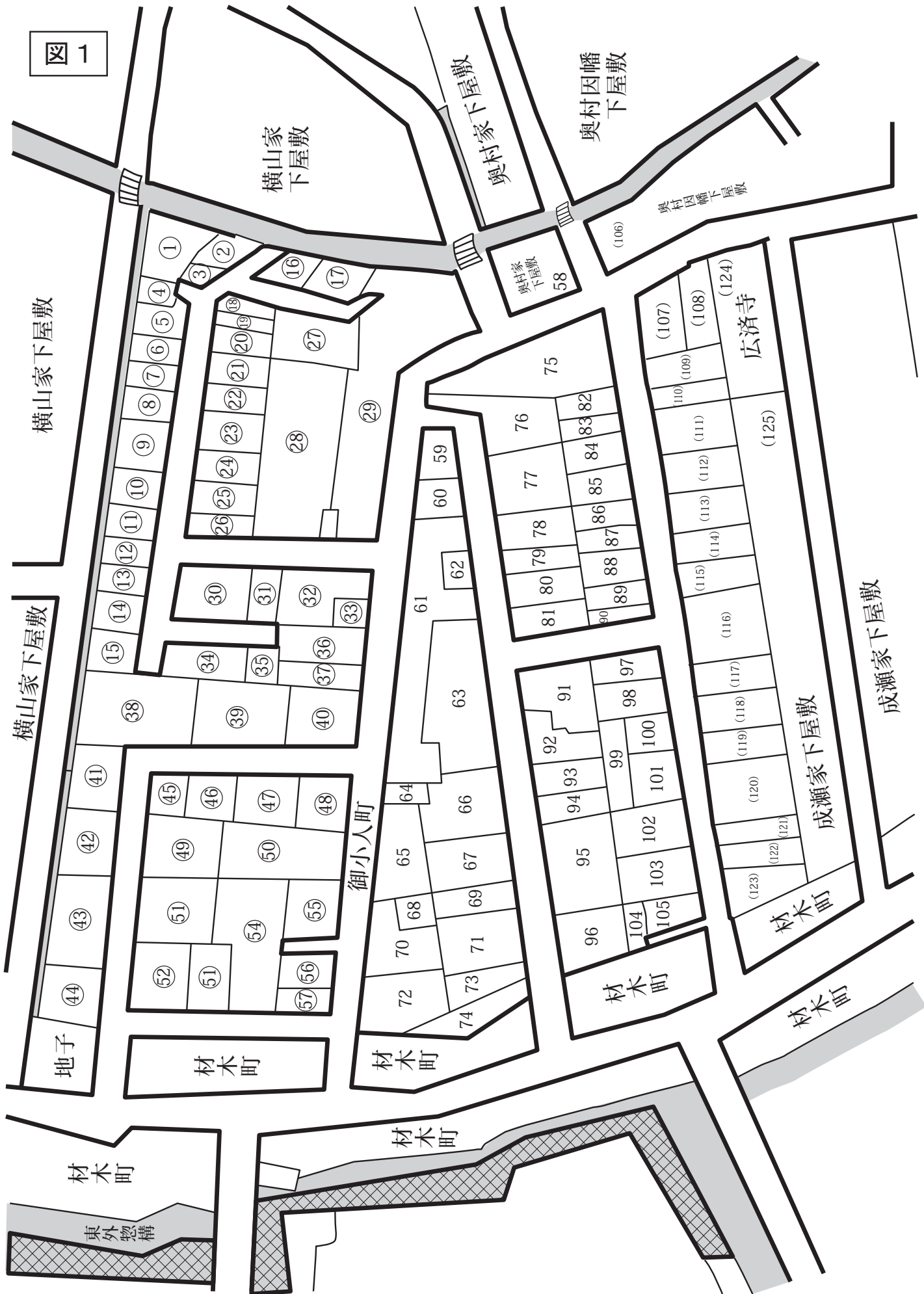


図 2

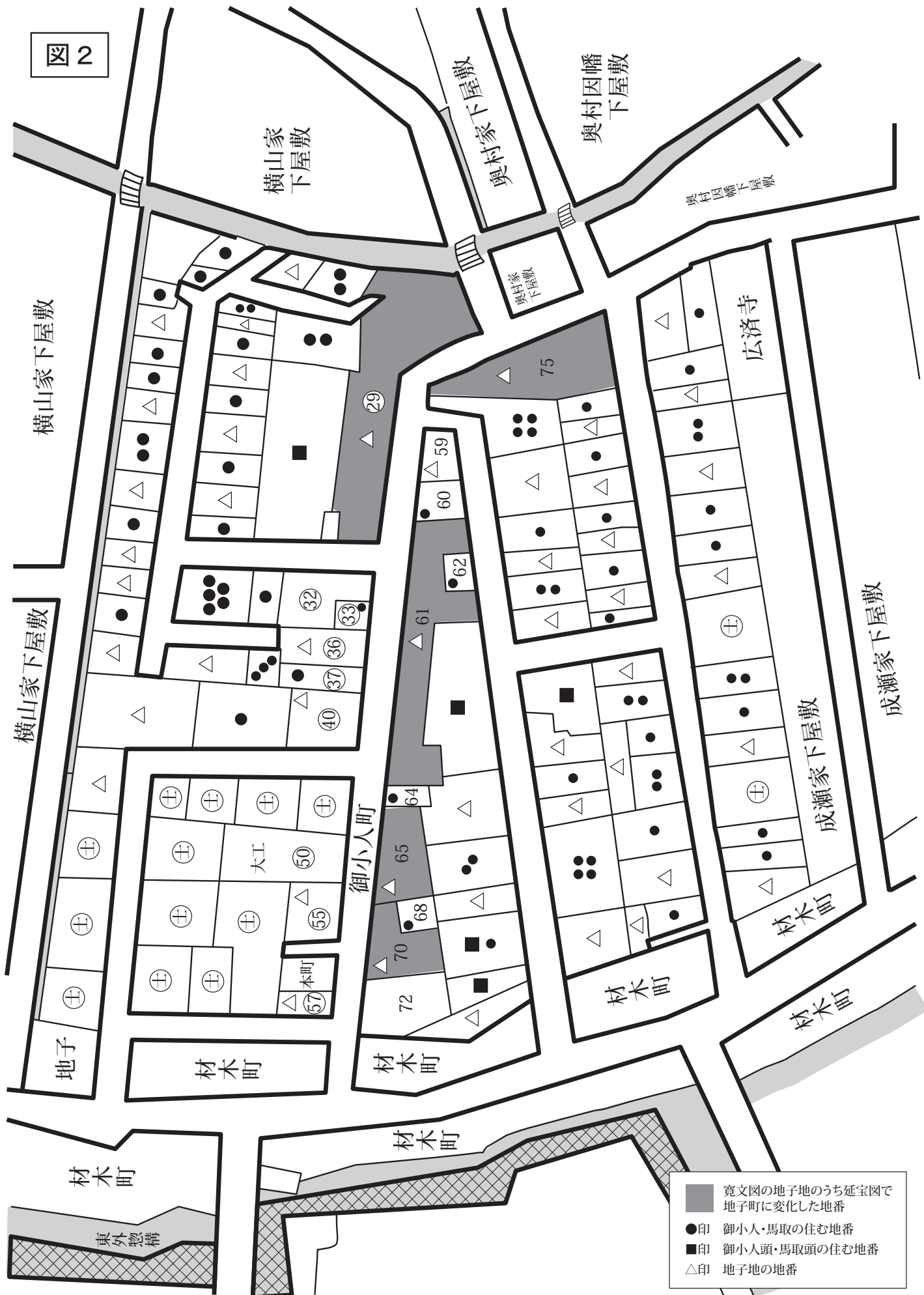


表 4：御小人町周辺寛文・延宝図記載人名一覧

図 地 番	寛文 7 年図				延宝 2 年図				図 地 番	寛文 7 年図				延宝 2 年図			
	ブロック	街区	地番	住民・地種	住民・地種	住民・地種	住民・地種	住民・地種		ブロック	街区	地番	住民・地種	住民・地種	住民・地種	住民・地種	住民・地種
1	P	11	01	(不記)	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	64	P	12	07	御小人 武右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
2	P	11	02	御小人 三助	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	65	P	12	08	地子	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)
3	P	11	03	御小人 喜大夫	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	66	P	12	09	地子	○	○	○	○
4	P	11	04	御小人 六右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	67	P	12	10	御小人 久大夫・五郎右衛門	御小人二人	御小人二人	御小人二人	御小人二人
5	P	11	05	地子	○	○	○	○	68	P	12	11	御小人 八右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
6	P	11	06	御小人 市右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	69	P	12	12	地子	○	○	○	○
7	P	11	07	御小人 吉右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	70	P	12	13	地子	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)
8	P	11	08	地子	○	○	○	○	71	P	12	14	御小人頭 喜右衛門 御小人 九兵衛	御小人二人	御小人二人	御小人二人	御小人二人
9	P	11	09	御馬取 長右衛門・御小人 市助	御馬取 1、御小人 1、	御馬取 1、御小人 1、	御馬取 1、御小人 1、	御馬取 1、御小人 1、	72	P	12	15	張田(春田：職名) 太右衛門	○「春田」	○「春田」	○「春田」	○「春田」
10	P	11	10	地子	次兵衛(御小人)	次兵衛(御小人)	次兵衛(御小人)	次兵衛(御小人)	73	P	12	16	御草刈取頭 石川二郎助	○「石河」	○「石河」	○「石河」	○「石河」
11	P	11	11	御小人 勘右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	74	P	12	17	地子	○	○	○	○
12	P	11	12	地子	○	○	○	○	75	P	12	18	地子	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)
13	P	11	13	地子	○	○	○	○	76	P	12	19	御小人 午右衛門・次郎兵衛、左兵衛、三右衛門	御小人 4 人	御小人 4 人	御小人 4 人	御小人 4 人
14	P	11	14	御小人 九兵衛	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	77	P	12	20	地子	○	○	○	○
15	P	11	15	地子	○	○	○	○	78	P	12	21	御小人 新兵へ	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
16	P	11	16	地子	○	○	○	○	79	P	12	22	地子	○	○	○	○
17	P	11	17	御馬取 五右衛門・彦兵衛へ	御馬取二人	御馬取二人	御馬取二人	御馬取二人	80	P	12	23	御小人 彦右衛門・義右衛門	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人
18	P	11	18	御小人 右兵衛・仁兵衛へ	御小人二人	御小人二人	御小人二人	御小人二人	81	P	12	24	地子	○	○	○	○
19	P	11	19	地子	○	○	○	○	82	P	12	25	御草刈取 二郎兵衛へ	御草履取一人	御草履取一人	御草履取一人	御草履取一人
20	P	11	20	御小人 義右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	83	P	12	26	地子	○	○	○	○
21	P	11	21	地子	○	○	○	○	84	P	12	27	御小人 長右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
22	P	11	22	御小人 孫市	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	85	P	12	28	地子	○	○	○	○
23	P	11	23	地子	○	○	○	○	86	P	12	29	御小人 由兵衛へ	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
24	P	11	24	御小人 伊右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	87	P	12	30	地子	○	○	○	○
25	P	11	25	地子	○	○	○	○	88	P	12	31	御小人 弥兵衛へ	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
26	P	11	26	御小人 弥右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	89	P	12	32	地子	○	○	○	○
27	P	11	27	御小人 文内・文兵衛	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	90	P	12	33	御小人 藤兵衛へ	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
28	P	11	28	御小人頭 中村権十郎	○	○	○	○	91	P	12	34	御小人頭 風間次大夫	○風間吉左衛門	○風間吉左衛門	○風間吉左衛門	○風間吉左衛門
29	P	11	29	地子	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	92	P	12	35	地子	○	○	○	○
30	P	11	30	御小人長左衛門・兎左衛門・彦兵衛・真右衛門・彦左衛門	御小人 5 人	御小人 5 人	御小人 5 人	御小人 5 人	93	P	12	36	御小人 随右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
31	P	11	31	御小人 仁左衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	94	P	12	37	地子	○	○	○	○
32	P	11	32	(不記)	地子	地子	地子	地子	95	P	12	38	御小人 市郎右衛門・善右衛門・吉左衛門・太右衛門	御小人 4 人	御小人 4 人	御小人 4 人	御小人 4 人
33	P	11	33	御小人 所右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	96	P	12	39	地子	○	○	○	○
34	P	11	34	地子	○	○	○	○	97	P	12	40	地子	○	○	○	○
35	P	11	35	御小人 小左衛門・卯右衛門・小兵衛	御小人 3 人	御小人 3 人	御小人 3 人	御小人 3 人	98	P	12	41	御草刈取 与兵衛 御馬取 五右衛門	御草履取 1・御馬口捕 1	御草履取 1・御馬口捕 1	御草履取 1・御馬口捕 1	御草履取 1・御馬口捕 1
36	P	11	36	地子	○	○	○	○	99	P	12	42	地子	○	○	○	○
37	P	11	37	御小人 留左衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	100	P	12	43	小人 太郎	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
38	P	11	38	地子	石原甚兵衛	石原甚兵衛	石原甚兵衛	石原甚兵衛	101	P	12	44	御小人 良左衛門・与兵衛へ	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人
39	P	11	39	鷹取 市右衛門	山部藤左衛門	山部藤左衛門	山部藤左衛門	山部藤左衛門	102	P	12	45	御小人 太郎右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
40	P	11	40	地子	袁輪市郎左衛門	袁輪市郎左衛門	袁輪市郎左衛門	袁輪市郎左衛門	103	P	12	46	地子	○	○	○	○
41	P	11	41	地子	○	○	○	○	104	P	12	47	地子	○	○	○	○
42	P	11	42	大野彦左衛門	瀬尾工八	瀬尾工八	瀬尾工八	瀬尾工八	105	P	12	48	御馬取 三右衛門	御馬捕一人	御馬捕一人	御馬捕一人	御馬捕一人
43	P	11	43	倉着七郎左衛門	○	○	○	○	(106)	P	13	01	(奥村因幡下屋敷相紋)	○	○	○	○
44	P	11	44	藤井二郎右衛門	中西藤左衛門	中西藤左衛門	中西藤左衛門	中西藤左衛門	(107)	P	13	02	地子	○	○	○	○
45	P	11	45	斎藤弥左衛門	○斎藤弥五左衛門	○斎藤弥五左衛門	○斎藤弥五左衛門	○斎藤弥五左衛門	(108)	P	13	03	御小人 伊助	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
46	P	11	46	斎藤八郎右衛門	○斎藤弥左衛門	○斎藤弥左衛門	○斎藤弥左衛門	○斎藤弥左衛門	(109)	P	13	04	御小人 久左衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
47	P	11	47	木村源右衛門	○	○	○	○	(110)	P	13	05	地子	○	○	○	○
48	P	11	48	中山五兵衛	○	○	○	○	(111)	P	13	06	御小人 孫左衛門・新右衛門	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人
49	P	11	49	田屋八左衛門	○田屋一郎兵衛	○田屋一郎兵衛	○田屋一郎兵衛	○田屋一郎兵衛	(112)	P	13	07	地子	○	○	○	○
50	P	11	50	御大工 (城戸)八左衛門	○	○	○	○	(113)	P	13	08	御小人 六兵衛へ	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
51	P	11	51	斎藤又右衛門	○	○	○	○	(114)	P	13	09	御小人 勘左衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
52	P	11	52	石田長右衛門	○	○	○	○	(115)	P	13	10	地子	○	○	○	○
53	P	11	53	黒瀬半大夫	○	○	○	○	(116)	P	13	11	長谷川五兵衛	○	○	○	○
54	P	11	54	藤井彦太夫	○(城番歩組小頭100石)	○(城番歩組小頭100石)	○(城番歩組小頭100石)	○(城番歩組小頭100石)	(117)	P	13	12	御小人 甚兵衛 与兵衛へ	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人	御小人 2 人
55	P	11	55	地子	○	○	○	○	(118)	P	13	13	御小人 貞左衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
56	P	11	56	「町屋」(朱)	○	○	○	○	(119)	P	13	14	地子	○	○	○	○
57	P	11	57	地子	○	○	○	○	(120)	P	13	15	木村宇右衛門請地	○木村宇右衛門地子	○木村宇右衛門地子	○木村宇右衛門地子	○木村宇右衛門地子
58	P	12	01	奥村因幡下屋敷	○	○	○	○	(121)	P	13	16	御小人 久右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
59	P	12	02	地子	○	○	○	○	(122)	P	13	17	御小人 長左衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人
60	P	12	03	御小人 弥右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	(123)	P	13	18	地子	○	○	○	○
61	P	12	04	地子	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	地子「町屋」(朱)	(124)	P	13	19	広齊(済) 寺	○	○	○	○
62	P	12	05	御小人 平右衛門	御小人一人	御小人一人	御小人一人	御小人一人	(125)	P	13	20	成瀬内蔵助下屋敷	○	○	○	○
63	P	12	06	御小人頭 中村喜左衛門	○	○	○	○									

(付表) 御小人町周辺の125地番の身分別住民構成

(注) 延宝 2 年図欄の○印は、寛文 7 年図と同一の住民であることを示す。

地 種	寛文	延宝	備 考
下士	13	16	御歩など
御小人	57	58	御馬取・鷹取・御草履取
地子地	48	41	
寺社地	1	1	広済寺
下屋敷	3	3	成瀬家 1、奥村因幡家 2
本町	1	1	材木町の飛び地
地子町	0	5	御小人町
無記	2	0	
合計	125	125	

6 武家地町名と町人地町名の使い分け

組地として御小人地が成立したのはいつ頃だろうか。特定する決め手はないが、城廻りに二重の惣構を設置した慶長初期が画期だと想定される⁽²⁴⁾。御小人町は東外惣構外側の外郭に位置し、外惣構に沿って街区が整備された材木町と整合するかたちで地割されるからである。外惣構の成立に伴い、材木町の背後に設定された放射状街路に沿って設定されたのではないかと推察される。御徒など下級藩士が混在してきた時期は不明だが、元和・寛永期以後とみられ、万治2年の小松在住藩士の金沢帰住時まで下るのかもしれない。

次節に掲げた表5をみると「元禄六年土帳」に「御小人町後口、徒衆町」と住居表示する藩士もいた。P11・12区(41～54番)に住む御歩組士は自分たちの住所を、他の御徒町と区別するため「御小人町後ろの御徒町」と称したのではないかと推察される。17世紀後半の城下町社会で「御小人町」という呼び名はランドマークとして市民権を得ていたからであろう。その結果、18世紀以後、町奉行支配地の御小人町のほかに武家地町名としての御小人町も同時に存在していた可能性がある。高岡町や彦三でもみられたが、同じ町名が町人地・武家地の双方で使われ併存していた、そういう可能性を想定してもよいのではないかと推察される。

城下町の町割は成立当初から変動要因を多く孕んでおり、藩主の代替り・隠居、大型都市インフラ(惣構・用水)整備、城下火災などを契機に姿を変えた。その際、領主・城主としてどのような都市計画の意志をもち、どういう町割を領主の政策として実行したのか、これまでほとんど確実な史料がないため検討されていない。そのような検討の手がかりを得るうえで、武家地町名と寛文・延宝図に記載された藩士名を結びつけ検討することが有効だと考え、西町や御小人町を代表例として検討してみた。

藩士たちが町人の町名を住居表示に利用したことを前節で紹介したが、従来からあった町名にかぶせて新たな武家地町名を案出することもあった。その代表例として出大工町にあった阿部甚右衛門丁について紹介しておきたい。

次節で紹介する「元禄六年土帳」に「阿部甚右衛門丁(町)」を僭称する藩士が9人もいた(表5 - の29)。「同中程」「同末」という住所表記のほか「出大工町阿部甚右衛門丁」という表記が2件あり、出大工町という近世前期からの町名⁽²⁵⁾に阿部甚右衛門丁という新しい武家地町名をかぶせた点が注目される。この住居表示から阿部甚右衛門丁の範囲は出大工町の一部であったと理解されるが、調べてみると意外な結果になった。阿部甚右衛門丁を名乗る9人の住所を寛文7年図の上に置いてみると、写真1の通り川南町の西側裏手の武家地(古寺町付近)に集中したのである。阿部甚右衛門の屋敷はM5区20番にあり、延宝2年図も同じ位置にあった。M5区19・24・33・35番や街路を挟んだ向かい側のM6区4～6番、9・11番に住む藩士たちが阿部甚右衛門丁と自称した。つまり川南町裏手のM5区と6区境の街路に面した境界が新しく登場した阿部甚右衛門丁であり、以前からあった出大工町の一部でもあった。ところが「文化8年町絵図」や『町絵図 名帳』に掲載された出大工町の位置は、古寺町付近ではなく木倉町の下手(西端)にあった⁽²⁶⁾。川南町裏手の武家地街区が、本来の出大工町であったが、寛永以後の町地再編のなかで武家地に変容し、文化8年には出大工町住民は木倉町筋の下手に縮小もしくは移動したものと考えられる。「元禄六年土帳」で古寺町境界にいた藩士たちが出大工町の町名も併記したことから、M5・6区の境界はもともと御大工の居住する町であった。しかし寛文7年図・延宝2年図ともにM5・6区では御大工屋敷の記載はない。大工たちの屋敷移動はすでに終わっており町名のみ元禄期まで残っていたのだろう。文化年間にはM5区の西側にある上宮寺付近に限定して大工たちの住む出大工町があったから、古寺町付近を中心に広く展開していた出大工町の本来の範囲は大きく縮減、木倉町下手に収斂してしまったのだろう。その結果、町が移動したように見えたのであろう。

出大工町の阿部甚右衛門丁は明治まで継続することなく、江戸後期には消えたと思われるが、その境界がもとは出大工町に含まれることを示唆する点で重要である。寛文～元禄期に出大工町の一角が阿部甚右衛門丁と呼ばれたが、このような町名表記を行う藩士の位置から、初期の出大工町の位置を特定できた。そこが武家地に変容する過程で出大工町・阿部甚右衛門丁あるいは古寺町という3つの町名を任意に併用したことも注目され(古寺町の呼称は表5 - の15)、出大工町でもあり阿部甚右衛門丁でもある境界

は、その後明治4年には公式に古寺町と改まり、出大工町の町名は文政6年以後消え木倉町に吸収される。明治初期の町名や町域を基準に、それを固定的に考えると城下町の形成史を誤る。町名の背負う範囲は可変的であり、住民の身分も大きく入れ替わることもあり一筋縄ではいかない。個別事例の検証を積み重ねることが重要なであろう。

写真

延宝2年図 出大工町阿部甚右衛門丁(M5・6区)付近



7 侍帳の住居表示は自称

藩士たちは自らの住所を示すため27種類の武家地町名を延宝年間に早くも使い始めたことを「延宝五年侍帳」に拠って確認したが、その多くは「元禄六年土帳」でも利用されていた。それだけでなく「元禄六年土帳」に記載された藩士1446人の約半数731人が、武家地町名を何らかの形で住居表示に利用しており、「延宝五年侍帳」で武家地町名を利用した藩士数442人を大きく上回っている。そこで侍帳に書かれた武家地町名の役割を究明する前提としてまず、この2つの侍帳の史料としての性格を説明し、そのあと「元禄六年土帳」における町名表記の広がりの様相を紹介したい。

「延宝五年侍帳」は、石川郡で押野組等の十村役を勤めた後藤家に残された小型の横帳に載る。武家故実をメモした手帳の一部である⁽²⁷⁾。冒頭に「延宝五年正月改申侍帳」という内題があり、人持組以下御徒組までの藩士名・知行高・年齢のほか役職・住所なども書かれ、役料や預かり足軽等の注記が詳細な所もあった。御歩に続いて足軽・寺社方・穴生・与力・牢番・浪人・小松馬廻・組内年不知衆・居屋敷不知衆などの諸士も列記し、一般的な侍帳に載らない御歩並・足軽・浪人まで記載するので1800人という膨大な数になった。加賀藩前期の侍帳掲載人数の標準は1000～1400人である。

この十村手帳を編纂した十村は、延宝五年正月改訂の侍帳を写し取ったほか、「延宝五正月朔日御礼之次第」(城内年頭礼の座列順)・「新川郡十村」の名前一覧、「日本国城主」(国別の城主数の列記)なども合わせて掲載しており、出入りの武家(改作奉行か)から借用し写し取ったのであろう。とくに延宝五年の年頭礼座列とセットで同年の侍帳を写し置くことが、この手帳の役割と思われる。算用場に入出入りする「公儀役人」でもある十村にとって藩士名簿や年頭礼座列は不可欠の情報であった。とくに藩士の住所は必要であったから住所記載の丁寧な延宝五年改訂侍帳を重宝したものと理解される。

したがって、「延宝五年侍帳」に記載された住所は、十村手帳を編纂した十村による追記とみるより、元になった侍帳にすでに記載されたものとみてよい。住所記載が全体の3分の2の藩士数に及び、かなり詳細な住居情報をもつものもあることから、十村が私的に調べることは無理だと思う。藩(組頭・普請会所など)から藩士に要請し、自己流に書き上げてきたものを侍帳に注記したのであろう。

森田文庫蔵の「元禄六年土帳」は森田家歴代のいずれかの筆写と思われるが、底本については表紙裏に「此土帳原本者、越中砺波郡十村所持之由、柴野氏より借用写之畢、柿園舎主人良見」とあり、砺波郡十村所持本の写本を柴野氏(「亀の尾記」の著者柴野美啓か)より借りて写したもののらしい。

この侍帳の冒頭に26名の藩士名と住所が書かれたあと、イロハ順で1555名の藩士名と住所のみ列記する。その後に「武鑑」の標題につづき年寄衆・人持組など身分ごとに264名の藩士名・知行高を記載するが、武鑑の264人には住居表示がない。したがって本論では住居表示のある1581人を対象に検討するが、冒頭の26人のうち10人は、イロハ順の1555人のうちにも重複して掲載するので、これを除いた1571人が

対象となる。

知行高等の記載がなく住所のみの侍帳である点が「元禄六年士帳」の特色であるが、最初からそのような様式であったとみるのは不自然である。「延宝五年正月改申侍帳」のような住所記載が豊富になされた侍帳をもとに、原本を所持していた砺波郡の十村などが住所のみ摘記し編集し直したものであろう。末尾の武鑑形式が本来の記載様式で、そこから住所のみ抜き出しイロハ順に配列したのではないか。藩士名をイロハ順にするのは相当に面倒な作業であるが、蔵宿などの御用商人の間でイロハ順侍帳が広く流布しているので、藩ではなく武家住所を必要とする十村や御用商人などが自主的に編纂した侍帳の一つといえよう。本来の「元禄六年士帳」を底本とし、イロハ順に人名を並べ換え住所のみ銘記した十村家所蔵本を写したのが森田本「元禄六年士帳」と考えられる。同一住所の書き方に個人差があり後述の通り多様であったから、底本に住所記録があったことは間違いなく、これも砺波郡の十村が調査し追記したとみることはできない。もともと藩命で藩士から書き上げさせたものと推定される。

上記から「元禄六年士帳」「延宝五年侍帳」いずれも十村家に伝来したものであるが、藩の要請をうけ藩士個々人が申告した住所を記したものと考えられる。したがって、2つの侍帳に書かれた住居表示はあくまでも自称・通称とみられ、藩が上から認定した町名とみるべきではない。しかし、単なる私称・僭称と軽視するわけにもいかない。広汎な使用実態があることは「延宝五年侍帳」の分析から窺え、「元禄六年士帳」ではそれ以上に町名利用が広まり、武家地町名の普及ぶりが際だつ。

8 武家地町名の普及と淘汰

「元禄六年士帳」に記載された1571人の藩士のうち125人は、住所記載がないか表記に不備があり地名が特定できないので、これを除外した1446人を対象にみてゆく。1446人の中には「立町後里見七左衛門丁」「堤町ノ後高岡町」「永町岡田隼人丁」のように町名を重ねるものや、「長町右衛門橋ノ上、山本仙之丞相角」「長町浅加左京腰ノ橋渡り、少上丁角より弐間目」などと、丁寧に住所を説明するものが相当あった。「延宝五年侍帳」の住居表示よりも全体に丁寧であるが、「延宝五年侍帳」と同じく武家地町名のみの表示やランドマーク町名の「近所」「入口」「末」といった表記も多かった。町人地町名と武家地町名が並列されるもの、武家地町名と堂形・八坂など町名以外のランドマークを並記するものが多かったが、ここでは武家地町名記載があれば、まずこれを優先し武家地町名事例として数えた結果、その数は731人にのぼった。その一覧は表5 - に掲げたとおりで、「延宝五年侍帳」での利用人数も示したが、武家地町名は延宝5年の28町名(西町を追加)から43町名(表5 - の51別所三平丁除く)へと増加していた。表5 - では延宝5年の武家地町名27のうち14町名と元禄6年の武家地町名をまず比較し、続いて元禄6年から登場する30町名について住所表記に利用した人数の多いものから順に並べてみた。その結果、西町も加えた15町名(表4の ~ ・㉑)は延宝・元禄の両方の侍帳に利用されており、継続的に利用された武家地町名と認定できる。

このほか寛文5年から延宝初期にかけ、小立野の教王寺付近と野町において与力町が新設されたことは、『金沢古蹟志』に詳述され前号拙稿(『金沢城研究』9号)でも論証したが、この二つの与力町に拝領地を得た与力たちが、その住地を「小立野与力町」「野町与力町」と自称したことは注目され、藩の施策によって寛文期に新設された武家地を、藩からの命名がなくとも自主的に「与力町」と呼んだものと理解できる。町名は住民が主体的に自称することで広まり、その後の定着ぶりによって公認されてゆくことを証明する事例であろう。2つの与力町を加えた17町名は、武家地町名として一定の認知をうけた安定的な地域呼称と評価したい。とくに表5で40人以上が利用する 長町 彦三 関助馬場 味噌蔵町 鷹師町 出羽殿町 小姓町の7町については、周知の武家地専用町名として定着していた。このほか 高岡町 仙石町も惣構内部であるという場所柄からみて安定的な武家地町名とみてよい。17世紀後半における武家地町名の定着ぶりが、これら10余の地名から了解できよう。

表 5-I 「元禄六年土帳」の武家地町名57

	武家地町名	延 宝 5 年 人 数	元禄 6 年 人 数	備 考
	長町	60 + 14	124	N地区
	彦三 1 番町 ~ 6 番町	74 + 3	106	惣構内部
	(関助)馬場 1 番町 ~ 6 番町	86 + 4	81	浅野川
	味噌蔵町	51 + 1	80	惣構内部
	鷹師(匠)町	21 + 2	46	小立野
	出羽殿町(出羽町)	15	45	小立野
	小性町	21	40	惣構内部
	(三社) 五十人町	6 + 1	14	組地
	弓之町	6	14	組地(木の新保)
	御小人町	2	14	P地区
	高岡町	17 + 2	13	惣構内部
	仙石(千石)町	17	12	惣構内部
	母衣町	5	7	浅野川
	里見七左衛門町	2	7	竪町
15	古寺町	13	0	犀川M地区
16	長門町	5 + 1	0	犀川M地区
17	備中町	2 + 1	0	
18	岡嶋伝蔵町	1	0	
19	志摩殿町	1	0	
20	修理谷ノ上千石町	1	0	
21	津田源右衛門町	1	0	堂形前
22	土方(堂形)町	1	0	
23	丹羽織部町	1	0	味噌蔵町の内
24	八坂町	1	0	
25	百人町	1	0	組地
26	水たまり(町)	1	0	新竪町末御歩町
27	本与力町	1	0	与力町
28	小立野与力町	0	64	与力町
29	阿部甚右衛門町	0	9	出大工町の内
30	野町与力町	0	8	与力町
㊦	西町	6	7	もと尾山八町
32	観音下御徒町	0	6	御徒町 4 ヲ所
33	品川蔵人町(同横手町)	0	6	
34	加藤十左衛門丁	0	3	長町の内
35	犀川御徒町	0	2	御徒町 4 ヲ所
36	小立野(足軽)二十人町	0	2	組地
37	篠原監物町	0	2	
38	御小人町後御徒町	0	1	御徒町 4 ヲ所
39	浅野川小橋御徒町	0	1	御徒町 4 ヲ所
40	右衛門殿町	0	1	
41	岡田十右衛門上丁	0	1	長町の内
42	岡田隼人町	0	1	長町の内
43	菊池九右衛門丁	0	1	出大工町の内
44	木梨助三郎丁	0	1	出大工町の内
45	九里甚右衛門上ノ町	0	1	新竪町末
46	信濃町	0	1	
47	(横山)筑後後町	0	1	出羽町近辺
48	永原主税町	0	1	小立野
49	馬淵加右衛門丁	0	1	古道
50	吉田左大夫丁	0	1	東末寺付近
51	別所三平丁	0	1	小姓町に入る
52	十三間町足軽町	0	1	組地
53	竪町足軽町	0	1	組地
54	駿河守下屋敷四番町	0	1	家中町
55	九郎左衛門下屋敷一番町	0	1	家中町
56	横山家中一番丁	0	1	家中町
㊦	横山左衛門三番丁	0	1	家中町
	(合計)	442	731	

・ ~ と㊦が継続的な武家地町名である。

表 5-II 「元禄六年土帳」に利用された町人地町名

	藩士の住所に利用された町名	延 宝 5 年 人 数	元禄 6 年 人 数	備 考
1	三社(同宮の後・末)	14	34	広域地名
2	新竪町	5 + 2	29	地子町
3	出大工町	3 + 9	28	地子町
4	安江町	1 + 5	27	本町
5	竪町	4 + 19	26	本町
6	堤町	9 + 1	16	本町
7	百性町	6 + 11	15	地子町
8	三社古道	0	15	広域地名
9	浅野町	5	11	地子町
10	安江木町(宮腰口木町)	2 + 9	11	半役町(七カ所)
11	塩屋町	6 + 1	9	本町
12	石引町	1 + 2	9	半役町(七カ所)
13	材木町	1	8	本町
14	公儀町	2	6	地子町
15	田町	3 + 1	5	地子町
16	法舟寺町	2 + 1	5	地子町
17	河原町	4	4	本町
18	古餌指町	0	4	地子町
19	鍛冶町	0	4	半役町(七カ所)
20	木の新保	0	4	本町
21	古道(町)		4	地子町
22	御坊町	8 + 2	3	本町
23	今町	3	3	本町
24	観音町	0	3	地子町(本町)
25	十間町	0	3	本町
26	大衆免	6	3	地子町
27	東御坊町	0	2	地子町
28	石浦町	1 + 4	2	本町
29	近江町	0	2	本町
30	寺町(犀川寺町)	0	2	
31	南町	0	2	本町
32	吹屋町	0	2	地子町
33	袋町	4	1	本町
34	東末寺町	3	1	地子町
35	伝馬木町	0	1	地子町
36	樋屋町	1 + 2	1	本町
37	野町	1	1	本町
38	大工町	1	1	役町
39	浅野川四丁木町	0	1	半役町(七カ所)
40	小刀町	0	1	
41	小鳥町	0	1	地子町
42	新町	0	1	本町
43	松原町	0	1	
44	専光寺後町	0	1	地子町
45	森下町	0	1	本町
46	六枚町	0	1	半役町(七カ所)
47	光(高)岸寺町(同前町)	3 + 1	0	地子町
48	裏末寺町(同前町)	1	0	地子町
49	木蔵町	2 + 1	0	本町
50	伝馬町	2 + 5	0	地子町
51	大豆田町	1	0	地子町
52	中町	1	0	本町
53	博労町	1	0	本町
	(小計)	189	315	

表 6 里見町在住藩士一覧

	名 前	住居表示(元禄六年土帳)	延宝図地番
1	小幡甚助	里見七左衛門丁	不明
2	脇田小左衛門	里見七左衛門町ノ角、立町	L 4 - 18番
3	田部甚五左衛門	新竪町後丁里見七左衛門丁	L 4 - 33番
4	行山宅右衛門	新立町後、里見七左衛門丁	L 4 - 30番
5	岡嶋忠三郎	立町里見七左衛門丁	L 4 - 23番
6	福嶋忠三郎	立町里見七左衛門丁	不明
7	中村五兵衛	新立町後里見七左衛門町	L 4 - 19番
	里見七左衛門邸		L 4 - 25・19番

そのいっぽうで「津田源右衛門町」「丹羽織部町」など、延宝侍帳で使用されたのに元禄6年に使われなくなった町名があり、また延宝にはなかったが、元禄になって新たに使われた「右衛門殿町」「岡田隼人町」「加藤十左衛門丁」「別所三平丁」など藩士名をかぶせた武家地町名が多く登場したことも注目される。ほかに足軽町で3つ・御歩町で5つ、身分名を付けた町名が新たに登場し、下屋敷すなわち陪臣居住区(家中町)の町名が4つ登場した点も注意したい。とくに直臣を対象とする侍帳の中に、陪臣居住地(下屋敷)の町名があったことから、下屋敷に住む直臣がいたこととなり注目したい。

元禄6年の武家地町名でもう1つ特徴的なのは、武家地町名を下記のように重複して記載する事例が多い点である。

長町 織田小八郎丁、津田伊織丁、野々村忠右衛門丁、岡田隼人丁、竹田五郎左衛門丁、壺番丁

出羽町 菊池九右衛門丁、篠原監物丁、(横山)筑後丁

小姓町 別所三平丁、後高丁、二番丁

味噌蔵町 小泉勘十郎丁、原田又右衛門丁、奥村兵右衛門丁

彦三1番丁～6番丁 渡辺改庵丁、津田伊織町末

長町の例でいうと「長町織田小八郎丁」「長町岡田隼人丁」などと記載されたが、これらは長町という広域町名に含まれるマイナー町名(小名)といえる。明治4年以後、長町1～8番丁が公称となるが、上記の「長町壺番丁」は、小姓町の「二番丁」とともに明治期の公称(小將町1～3番丁)の先駆といえよう。

延宝5年の武家地町名のうち津田源右衛門町は堂形前、丹羽織部町は味噌蔵町に属するマイナー町名であったが(表5 -)、この2町名は元禄6年では町名として使われず「丹羽織部近所」「丹羽織部向」という表記に後退した。上記のマイナー町名の多くも、他方で「同近所」「同隣」「同横」という表記で利用されていた。つまり「～丁」と表記するのか、「～近所・隣・前」と表記するかは藩士の恣意にまかされればらな状態にあった。これらのマイナー町名は地名として安定性がなく、仮の表記、恣意的表記といつてよい。むろん藩の公認地名でもない。しかし、そのようなマイナーで不安定な町名表記から脱して、より普遍性をもつものもあった。その代表が「里見七左衛門丁」である。

里見七左衛門丁と住居表示する7人は表6の通りで、いずれも豎町・新豎町を併用するので位置は新豎町の裏手で一部は豎町と隣接する場所と想定できる。里見七左衛門は金沢町奉行を務めたこともある1200石取平士で、寛文7年図・延宝2年図いずれもL4区25番地に屋敷を構える。里見七左衛門丁と自称した藩士たちは、L4区18・19・23・30・33番などに居住していたので、これをもとに里見町の範囲がおおよそ推測できる。その範囲は明治初期からの里見町の範囲に一致し、戦後まで使用された周知の近代金沢の町名「里見町」とほぼ重なる。

マイナー町名である里見七左衛門丁は、元禄以後江戸時代を通して地名として存続したから、明治4年に公式な町名として認知されたのである⁽²⁸⁾。藩士自身が自称として用いた地名が多くの藩士に認知され使用され町人社会にも広がってゆくと武家地町名として安定する。こうなると藩としても無視できなくなるのだと理解される。「里見七左衛門丁」を使う藩士は、延宝5年の2人から元禄6年の7人へと明らかに増えており、19世紀には周知の地名となっており、明治の公称化は自然な流れだった。「里見七左衛門丁」はそのような町名普及の過渡期の地名であり、近代金沢の「里見町」に逢着するものであった。

延宝5年の丹羽織部町・津田源右衛門町も、延宝2年図に載る藩士名が町名に利用されたものであるが、里見町のように継続されず元禄6年には早くも町名として使う藩士はなくなった。津田源右衛門は堂形前に住む3000石の重臣であり、延宝5年に隣にいた笠間氏が一時的に住居表示に利用するだけで終わった。以後はもっぱら、この界限は「堂形前」という住居表示が普及した。津田家も江戸後期になると別地へ移転した。丹羽織部町も織田小八郎町も一時的な利用に終わり普及せず消滅した。

藩士が恣意的に自称することで始まった武家地町名は、移ろい易く安定性に欠けるものであった。多くは淘汰され消えていったが、中には地名として定着するものもあった。表5に掲げた武家地町名57のうち明治4年7月に公称化した 長町1～8番丁 彦三1～8番丁 馬場1～6番丁 味噌蔵町(5町) 上・中・下鷹匠町 出羽町1～5番丁 小將町1～3番丁 高岡町 仙石町 西町1～4番丁 御小

人町・裏御小人町（小立野）与力町 1～4 番丁 里見町 母衣町（観音下）御徒町 1～5 番丁は、江戸時代に藩士たちの僭称・私称に始まる地名であった。にもかかわらず永く地名として利用されてきたのは、武家地にも何らかの住居表示用の地名が必要であったことを意味する。中には御小人町・母衣町のように町人居住が展開し町人地町名として換骨奪胎されたものもあった。そのような経緯を背景に明治時代の町名へと引き継がれたが、一方で表 5 に掲げた多くのマイナー町名が消滅したし、変わって新しいマイナー町名もつぎつぎ生み出された。

武家地を表示するのに「元禄六年土帳」でも多くの町人地町名が利用された。それらは表 5 - に掲げたとおりで、53 町名が 315 人以上の藩士に利用されていた。町人地が近接していれば、こうした便宜的な利用で済むが、武家地が連綿と続く惣構内部や惣構外部の N 区・S 区など藩士在住割合の高い地区（本誌 8 号拙稿）では、独自の武家地専用町名が必要とされた。

明治まで生き延びた武家地町名のうち 長町 彦三 馬場 味噌蔵町 鷹師(匠)町 出羽(殿)町 小姓(将)町 高岡町 仙石町 西町の 10 町は、元禄期までに町名として不動の地位を占めていた。そこで寛文 7 年図でこの 10 町の位置を確認すると、内惣構の内側にあるのは西町(C 区)だけで、外惣構の内側では高岡町・仙石町(F 区)、彦三町(H 区)、味噌蔵町(I 区)・小姓町(J 区)の 5 町が配置されていた。また小立野口の要衝にある武家地には出羽殿町・鷹師町(K 区)があり、N 区には長町、S 区には馬場町があった。

このうち高岡町の設置年次は周知の通り慶長 17 年であり、高岡城隠居中の 2 代前田利長が 40 人近い藩士を金沢にもどしたことが立町の要因であり⁽²⁹⁾、慶長期の都市計画の痕跡を示すものである。仙石町は別に「千石町」とも書かれ、堂形に接する城近く of 要衝地である。寛文 7 年図でその境界の町割をみると 200～500 歩程度の敷地をもつ武家屋敷が規則的に配置されていた。寛文 7 年図では、300 歩や 400 歩に縮小されているが、かつては 500 歩程度の敷地に地割されていたとも想定できる。この町名の由来は千石取り（500 歩拝領できる身分）の家臣を計画的に配置したことに拠るのではないかと。とするなら千石取藩士を意図的に配置する政策が慶長～寛永期に実施されたと推定できる。味噌蔵町と小姓町付近は小姓組士の密集地であるが、味噌蔵町という町名は武家地らしくない。なぜこの地名が使われたのだろうか。『金沢古蹟志』は藩初に味噌蔵のあった所だと指摘するのみだが、味噌蔵の設置年は不明である。しかし、小姓組士の集住があったのちに味噌蔵を設置するのは不自然なので、小姓衆集住以前のものとみられる。利家時代（天正・文禄期）に遡ると想定してよいのではないかと。

「長町」在住と称する藩士たちの居住区を寛文 7 年図上で拾っていくと、細長い長方形街区が西外惣構から犀川に向かっていくつも屋敷割された広大な武家地が該当する。こうした長方形街区は、城下町初期の武家地建設時に意図的に造成されたものと判断してよい。同様の長方形街区は彦三付近でも確認できる。このような長方形街区の設置時期としては外惣構建設期（慶長前半期）が有力であるが、より正確に時期を特定することが今後の課題である。



写真 2 延宝 2 年図 里見町付近(---は L 4 区の境界、——は里見町付近)

9 結語—武家地町名の意義—

城下町金沢の広大な武家地には、上述のとおり多様な武家地町名が流布していたので、その初見例を紹介しながら、それらが領主による都市計画を解明する手がかりにならないか、いくつか検証をしてみた。その結果、武家地専用の町名は延宝期すでに藩士たちの住居表示に広く利用されており、多くは一時的な私称・僭称にとどまり短期間で忘れられたが、中には延宝期すでに広汎な地域名称として定着し、明治期の公式町名につながるものもあった。また延宝段階では必ずしも安定した町名・地名でなかったものが、18世紀以後も藩士の間に普及・定着し明治に公認されたものもあった。

明治初年まで続いた15の武家地町名について、寛文7年図・延宝2年図を利用すればおよその範囲を特定できる(今回はその作業と検討は見送った)。それぞれの武家地町名の来歴を明確にできれば、城下町建設における武家地造成の都市計画や藩士配置の戦略が見えてこよう。篠原出羽守ゆかりの出羽町、不破彦三ゆかりの彦三町については、今後さらに町名化した経緯や時期を検証する必要がある⁽³⁰⁾。母衣町・与力町・小姓町・御小人町・御徒町・弓の町など前田家中(軍団)の身分・役職を用いて町名としたものは、その場所を特定することで母衣衆・小姓組士・御歩・与力・足軽・弓組・小者などを城下町のどこに配置したかが明らかとなる。その結果、領主として家中の諸身分をどこに配置したかという、近世大名の都市計画の考え方を窺うことができる。問題はそのような武家町・組地を設置した時期を特定することである。それは城下町形成史を考えると重要な要素となる。御小人町や出大工町を例に行った作業を、今後より徹底して進めていけば寛文以前の城下町作りの経緯はより明確となろう。

城下町の古い町名として著名であっても、17世紀にはとてもマイナーな僭称町名であった。武家地町名は泡沫のように数多く生まれ出たが消滅するのも早かった。町名・地名について藩は藩士たちの自称・僭称に委ね、明確な住居表示政策を示さなかったからである。武家地町名の普及や安定度は城下町住民に委ねたことが予想できたが、藩として最後まで無策であったのか検証を重ねる必要がある。名古屋・鶴岡・中津・鳥取・姫路など他の城下町でも藩士の住居表示の手法を概観すると、金沢と類似した事例があった⁽³¹⁾。金沢以外での武家地町名や藩士の住居表示法にも注意し、比較検証する必要がある。

武家地にも町名はあった。しかし、それは藩士たちが自主的に使い始めたもので政策的なものではなかった。だが寛文～延宝期の城下町において、武家地町名のいくつかは確実に市民権を得ていた。この点は少なくとも本論によって納得が得られるだろう。

[註]

- (1) 本誌8・9号掲載の拙稿では「延宝図」と略称したが、最近その景観年代を延宝2年に特定できたので略称の仕方を変えた。これまで前田三左衛門直之(延宝2年10月死去)の屋敷名と寛文12年に死去した深美縫殿助の跡を継いだ深美右京秀直(寛文13年＝延宝元年相續)の名前を載せることから、延宝元～2年の景観と理解してきたが、今回あらためて検証した結果、延宝2年4～5月時点の拝領地居住者を書き上げた絵図だと特定できた。検証方法は「寛文11年侍帳」に、延宝元年～2年に死去した32人の藩士について死去した年・月が()書きで明示されていたので、この没年月を利用し検証した。つまり死去による代替わりや屋敷替わりがあった32人を延宝図はどう記載したか検討してみたのである。検討結果は表7(末尾に掲載)の通りで、延宝2年3月までに死去した藩士名は延宝図に一切記されず、代替わりした相続者(同姓者)もしくは別人名・別地種(地子地など)に変化していた。また延宝2年5月以後に死去した藩士については死去した本人の名を載せていた。ここから景観年代は延宝2年4～5月と特定でき、その時点で確定した拝領地住民を登録したのが延宝図と判断された。なお「延宝2年図」は石川県立図書館蔵。
- (2) 『日本の近世9 都市の時代』(中央公論社、1992年)、『日本都市史入門』・・・(東京大学出版会、1990年)、朝尾直弘1995『都市と近世社会を考える』(朝日新聞社)など。なお金沢の状況は田中喜男1964『城下町金沢』(日本書院)、同1986『幕藩制都市の研究』(文献出版)ほか森田平次著『金沢古蹟志』(金沢文化協会、1934年初刊、歴史図書社、1976年再刊)が詳しい。
- (3) 秋山国三1980『近世京都町組発達史』法政大学出版局、吉田伸之1985『町人と町』講座日本歴史5(近世1)東京大学出版会、杉森哲也1990『町組と町』日本都市史入門町東京大学出版会、前掲朝尾1995など。
- (4) 寛永14年3月金沢町中御定条々「万治已前定書」(『加賀藩史料』2)。この法令では売買取引の保証人の役割が十人組

に期待されている。なお金沢市2005『金沢市史(通史編2)近世』(391頁)は、十人組の設置(初見)を寛永19年7月令にもとめるが、それ以前からすでにあったとみるべきだろう。

- (5) 前掲『金沢市史(通史編3)近世』(383頁)ほか。
- (6) 金沢市1996『金沢市史(資料編13)寺社』(167～171頁)に収録。慶長2年7月20日付「金沢等本願寺門徒誓詞」は下間少式法橋宛と前田利家の家臣である岡田長右衛門宛の2巻が残る。2008年、龍谷大学図書館にて原本調査の機会をえた。
- (7) この19町について、木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」『金沢の文化的景観：城下町の伝統と文化(保存調査報告書)』(金沢市)でその来歴等を検証し町地異動プロセスなどを論じた。
- (8) 十人組については深井甚三1992「金沢—金沢の町・十人組」(『日本都市史入門 町』東京大学出版会)、前掲『金沢市史(通史編3)近世』(391～395頁)が参考となる。
- (9) 金沢市図書館叢書(一)『金沢町 名帳』(金沢市立玉川図書館1996年)。なお本書の原題は「文化八年金沢町絵図名帳」であり、町絵図に付帯したものであるから『町絵図 名帳』と略称する。
- (10) 金沢市2000『金沢市史(資料編6)近世4 町政と城下』(415～425頁)。
- (11) 木越2003「加賀と金沢—金府の見立番付—」(『番付で読む江戸時代』柏書房)。
- (12) 前掲金沢市2000『金沢市史(資料編6)近世4』解説(22～23頁)、『稿本金沢市史(市街編2)』(名著出版、1973年再刊)の第11章「町地の易置及町名の改廃」が詳しい。明治4年の廃藩置県後の金沢町の町数は明治22年まで530～536の間で推移する。なお、文化8年『町絵図 名帳』の町数の数え方は、金沢市図書館叢書(一)『金沢町 名帳』の解説に掲載された一覧表に拠って178町としたが、重複記載などを勘案すると165町前後となる。町名の定義の仕方や整理の仕方で若干の異同が出ざるをえないので概数として捉えておきたい。
- (13) 『加能郷土辞彙』、前掲『金沢古蹟志』。なお織田小八郎邸の近くに室鳩巢邸があった。
- (14) 『加賀藩御定書』前編(巻7)金沢文化協会1936年。
- (15) 『金沢古蹟志』によれば、長門町は山崎長門守長徳という前田利長の重臣屋敷の所在にちなむ地名で長町南部にあった。山崎長門の屋敷は城内にあった時期もあるが、寛永16年の大聖寺藩分藩時に分家し大聖寺藩に移った家と加賀藩に残った家に分かれた。前田家に残った兵部家は小立野口に屋敷を変えたので、長町にあった山崎邸は寛永以前の邸地であり、寛文期には他の武家屋敷や町人地が展開していた。母衣町は浅野川南岸の彦三町と尾張町の間を縫う西内惣構北端付近にあり(H2区)、母衣衆(御歩士)の集住地であったが、土地柄から町人の混在が進み元禄期には地子町となっていた。備中町は岡嶋備中一吉の下屋敷地が上げ地となり町人居住地となったものだが、町人地に転換した時期と下屋敷地収公時期は『金沢古蹟志』の説明に矛盾があり、さらなる検証が必要である。
- (16) 前掲田中1986など。
- (17) 藩主のため弁当・鉄箱持ちなどの雑役に従事する藩直属の武家奉公人で定員は約80人(加能郷土辞彙)。加賀藩の武家奉公人については木越2008『日本近世の村夫役と領主のつとめ』(校倉書房)が詳しい。
- (18) 前掲木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」。
- (19) 田中喜男1977「城下町の成立・変容」『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社および『金沢古蹟志』は寛永8・12年の町地再編を論ずる。文政6年の町名は「又新齋日録」(『加賀藩史料』13)、高樹文庫蔵「金沢城下図」(前掲『金沢市史(資料編6)近世4』630頁以下)。周知の文政6年の町名改正にあたり、町人地町名としての西町が復活したが、それは武家地の西町と異なる場所での復活であった。また享保年間に成立した「石浦神社氏子絵図」に西町と御門前町の位置を明示する。その意味を解釈するのは難しいが、御門前町の住民の一部は近世初頭の西町在住町人であり、新たな在住地である御門前町を西町と呼ぶ認識が潜在していたのかもしれない。武家地の西町が明治になって開放されると、江戸後期の町人地の西町は下松原町となる。
- (20) 西町を住居表示に使う藩士たちは寛文7年図でいえば、C3区3～8番、C2区6・8番などに居住し、明治4年以後の西町1～3番丁と合致する。これにたいし文政6年以後に登場する西町は、内惣構沿いの御門前町の北側にあり、武家地の展開する西町と町域が異なる点に注意しなければならない。
- (21) 前掲田中喜男1977、『金沢古蹟志』が具体的に寛永8年・12年の町地移動を解説。木の新保の移転については木越隆三2006「金沢城下 内惣構の築造時期について」(『陶磁器の社会史』桂書房)、南町の移転については、前掲木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」で論じた。
- (22) 寛文7年図・延宝2年図のP11区57地番(全部)、P12区48地番(全部)とP13区37地番のうち1～20番地を図1に新たな連番で示し、図1・2の説明用の連番とした。
- (23) 前掲木越2008の7章・8章。なお『金沢古蹟志』巻30「御小人組跡」の解説で、本論と同じ趣旨を指摘するが「元禄の金

沢図には、御小人の宅地の事を記載せず。是既に絶えたるものなるべし」と評価した点は従えない。御小人町周辺での御小人など直属奉公人の居住は元禄以後もなされていたと考えられるからである。なお御小人町の「文化8年町絵図」を子細に見ると、P11区56番地は隣接する上材木町(本町)の飛地であり、寛文7年以前から「材木町の内」と記載される。また中山五兵衛という下士の屋敷であった49番は「文化8年町絵図」では「拝領地」とされ十人組から除外されていた。こうした散り懸かりの複雑な空間は町地が浸食されたのではなく、組地が本来の姿を喪失した結果生じたもので、寛文期から起きていた現象であった。

- (24) 惣構の建設時期や経緯については、前掲木越2006で新見解を示し、前掲木越2009「城を中心とした城下町景観の形成と変容」で、外惣構の建設時期を慶長15年ではなく、もっと繰り上げるべきと主張した。
- (25) 元禄9年から地子町としてみえる。天正12年の大工招聘と屋敷付与の段階では未成立であり、慶長以後の大工拝領地の拡充・移動のなかで成立したものとみられる。藩から切米・扶持を拝領する御大工・扶持人大工・金沢組大工の居住地で大工肝煎が管轄する組地の一種。
- (26) 文化8年「町絵図 名帳」では、2組の組合頭のもとに61軒の御大工・町方大工等が住むほか、別の地子町肝煎の支配下の組合に8軒の商工民がいた。「文化8年町絵図」では、これら70名ほどの居住地を文化8年の出大工町として載せる。
- (27) 後藤家文書8号(石川県立郷土資料館1970『後藤家文書目録(紀要1号)』)石川県立歴史博物館蔵。「延宝五年侍帳」のうち1160人に住居表示があったが、「江戸引越」「在江戸」「京」「今石動」などの表記や、藩から貸与された「御貸小屋」(城近辺)に居住したことを記した人名(95件)、父や兄の屋敷に同居する旨を注記した人名等(66件)については、明確な住所が不明なので除いた。
- (28) 『稿本金沢市史』(市街編2)によれば、里見町が明治4年7月に編成された7区534町の1つとして掲載されるが、これが公式町名として初見とみられる。
- (29) 前掲『金沢古蹟志』の高岡町の項および『加賀藩史料』2。
- (30) 出羽殿町は前田利家が寵愛した小姓の一人で、のち重臣となった篠原出羽守一孝邸跡に展開する武家地。一孝は2代利長の信頼も得て慶長10年から年寄衆となり多くの重要法令を発した。しかし、元和2年に病死したあと男子に人を得ず、三男一孝が2代目となるが元和7年死去。3代重孝の知行高は大きく削減され3000石となり屋敷地も大きく削減されたと推定される。元和までの広大な敷地跡は寛永以後、他の藩士の屋敷地となり、その一帯を「出羽殿町」と呼ぶようになったのではないかと(『金沢古蹟志』『篠原出羽守代々記』)。同様に彦三町は、府中三人衆の1人である不破彦三光治の子孫が前田家中となり、この地に屋敷を構えた。不破邸のあった武家地をランドマークとして町名化し、それが普及した結果、広大な武家地に広がったと推察される。本論の考察から彦三町すべてをかつての不破邸とみる必要はない。初期の武家地町名として近隣の藩士たちから住居表示のランドマークとして広く利用され、寛文期に広く普及した代表例であろう。
- (31) 名古屋については碁盤目状の街路に「天王筋」「東土居筋」「桜馬場筋」などの名称が付けられたので、武家地の住居表示の多くはこれによっており、武家地の住居表示として一つの典型をなすが、鷹匠町・御台所町などの武家地町名もあった。鶴岡・中津・鳥取などの城下町絵図を眺めていると、明らかな武家地町名が散見できるが、米沢の場合は城廻りの武家地に20を超える武家地町名が書かれており、金沢以上に明確に武家地町名があったことが窺える。詳細は今後の比較検証に委ねたい。なお、享保10年「米沢城下絵図」に書かれた城周辺の武家地町名を例示すれば以下のとおりである。

- | | | |
|----------|--------|----------|
| ・東堀端片町 | ・五十騎町 | ・館山口町 |
| ・南堀端片町 | ・片五十騎町 | ・新町一～四ノ町 |
| ・北堀端片町 | ・無足町 | ・猪苗代片町 |
| ・膳部町 | ・直峯町 | ・西中間町 |
| ・土手ノ内膳部町 | ・代官町 | ・同心町 ほか |

表7：「延宝金沢図」景観年次に関する基本データ

	寛文11年侍帳 藩士名	死亡年月	年齢	知行高(石)	役 職	延宝図記載	延宝図地番
1	戸田小源太	延宝元年9月	25	550	近習組	姓変更(長谷川→戸田)	F 2 - 28
2	箕浦五郎左衛門	延宝元年10月	72	300	馬廻組	別家(大窪半兵衛)	N 3 - 13
3	青木五左衛門	延宝元年10月	68	250	馬廻組	(同姓)儀兵衛	N 18 - 7
4	山本又四郎	延宝元年10月	80	200	馬廻組	(同姓)惣左衛門	M 6 - 5
5	小瀬南庵	延宝元年10月	64	200	組外医師、書物奉行	(同姓)順理	I 3 - 4
6	佐々木道求	延宝元年10月	76	100人扶持	無組付	地子地	O 18 - 6
7	西尾主馬	延宝元年10月	61	500	馬廻組	(同姓)五郎左衛門	S 18 - 13
8	内藤清兵衛	延宝元年10月(無嗣断絶)	45	300	馬廻組	別家(矢嶋)	S 25 - 23
9	大野馬左衛門	延宝元年12月	61	300	馬廻組	(同姓)3人連名	N 19 - 2
10	村上市郎右衛門	延宝2年正月	60	1,000	馬廻組	(同姓)源五郎	H 2 - 14
11	菅野久兵衛	延宝2年正月	53	200	小將組、役銀奉行	(同姓)伝右衛門	H 6 - 4
12	大村伊左衛門	延宝2年2月	60	100	城番馬廻組	(同姓)市助	K 2 - 40
13	福田惣右衛門	延宝2年3月	60	400	小將組、表納戸奉行	(同姓)久太郎	F 4 - 11
14	沢村基右衛門	延宝2年5月	49	150	射手組		N 1 - 15
15	松田安丞	延宝2年6月	15	110	馬廻組		N 16 - 3
16	橋本治部左衛門	延宝2年7月	60	400	馬廻組、能美石川河北郡奉行		P 3 - 16
17	田伏弥右衛門	延宝2年7月	55	300	馬廻組、能州四郡々奉行	別家(山崎小兵衛)	F 4 - 15
18	毛利宗左衛門	延宝2年7月	34	250	馬廻組		N 16 - 12
19	永井喜兵衛	延宝2年7月	74	200	馬廻組		K 2 - 36
20	桑嶋藤右衛門	延宝2年8月	61	250	小將組		N 18 - 4
21	木村藤兵衛	延宝2年8月	88	400	馬廻組		G 2 - 18
22	原八郎右衛門	延宝2年8月	71	250	馬廻組		I 4 - 27
23	三階八郎左衛門	延宝2年9月	56	400	馬廻組		N 11 - 1
24	清水勘助	延宝2年9月	68	150	城番馬廻組		C 2 - 5
25	中村九郎右衛門	延宝2年9月	80	130	城番馬廻組		G 2 - 11
26	青木新右衛門	延宝2年9月	63	120	小將組		I 4 - 26
27	河内山半助	延宝2年9月	62	120	城番馬廻組		I 4 - 14
28	前田三左衛門	延宝2年10月	68	1万50石	人持組頭、小松城代		G 3 - 20
×	高木吉右衛門	延宝2年	39	800	馬廻組	なし	×
×	生田丈仙	延宝2年2月	36	黄金5枚30人扶持	組外外科医	なし	×
×	後藤加右衛門	延宝2年5月	64	300	馬廻組	なし	×
×	内藤休甫	延宝元年12月	79	10人扶持	組外、蟄居	なし	×